

論 説

アベノミクス 国家破産 (1)

—貨幣破産・財政破産—

紀 国 正 典

はじめに

「アベノミクス」という言葉は、政治家である安倍晋三氏の単なるキャッチフレーズ（宣伝文句）に過ぎない。しかも接尾語の「ミクス'mix'」とは「調合した」という意味だから、「安倍が作りだした」ぐらいの意味でしかない。もしこれが主義や説を表すなら、「イズム'ism'」にならなければならない。「アベノミクス」とは、このような軽い乗りの造語にしか過ぎなかったのである。

ところが、「アベノミクス」を掲げた第2次安倍政権は、実に7年8ヵ月も継続することになった。もっとも安倍晋三氏は、2020年8月28日、体調不良を名目の理由にして突然の辞意表明となった。「桜を見る会」の不祥事（スキャンダル）での検察の捜査を恐れてでの事だというのが大方の見方である。彼の尊敬する祖父で首相を務めた岸信介氏は、いつも刑務所の塀の上を歩いているが、落ちるときはいつも塀の外に落ちたと評されていたが、やはりその血を受けついでいるのだろうか。

だが「アベノミクス」は、それを継承するとして発足した菅政権もふくめると、9年間近くも継続したことになる。さらに2021年10月発足の岸田政権のもとでも、安倍晋三氏は自民党最大派閥を結成し影響力を拡大しているのだから、隠れ「アベノミクス」として、現在も継続中なのである。

この現象は、日本における財政史、金融史、財政金融史そして政治・経済史上、

異常で異様な出来事なのである。戦時でもないこの平時において、財政金融において戦時下のようなひどい状況が出現したのである。言論統制され、軍国主義の戦時下ならそれもありようが、言論が自由な今でも、この状況がいつも簡単に出現し、9年間も継続したのである。

この不思議な現象の謎を解くこと、つまり「アベノミクス」を検証することは、財政学、金融論そして財政金融論さらに経済学だけでなく、政治学から法学そしてマスメディア論や社会心理学なども必要とする。

アベノミクス国家破産とは、「アベノミクス」というキャッチフレーズによって、国家破産つまり国家的規模での破産が引き起こされる現象のことを表したものである。これは、次の三つの分野で発生する。①金融・財政分野における国家破産である貨幣破産・財政破産、②エネルギー分野における国家破産であるエネルギー破産、③気候変動分野における国家破産である気候変動対応破産である。②と③は、安倍政権が8年間も無為無策で放置したため、早く手を打つべき重要な時期を逃してしまったことによって生じる。

金融・財政、エネルギー、地球環境というのは、いずれもきわめて高度な公共財である。これが崩壊するのであるから、これから発生するであろうと予測される被害や損害は広範囲にわたり、甚大なものになる。日本は今後、たいへんな苦境に見舞われることになり、安倍晋三という政治家が、取り返しのつかない大罪を犯したということが、ますます明らかになるであろう。

本論文は、このようなアベノミクス国家破産のうち、金融・財政の側面について、次のような課題を設定し、これらを解明してみようとするものである。

アベノミクス国家破産（金融・財政）はどのような国家破産になると想定できるか、どのような段階をふんでどのように進展するものなのか、そしてそれはいつどのようにして発生するものなのか、なぜこのような深刻な事態を招いてしまったのか。

これらを解明することで、実際の国家破産の発生を少しでも抑止、防止できるための政策課題と研究課題を得られれば幸いであると考えている。¹⁾

第1章においては、アベノミクス国家破産（金融・財政）の全体像を確認し、現段階がどこにあるのかをみてみたい。またアベノミクス国家破産の解明方法

にも言及する。第2章では、財政と金融の相互関係と戦後日本における分離規制の状況を明らかにする。第3章では、このアベノミクス国家破産を引き起こすことになった財政と金融の癒着合体について検討を深め、この隠ぺい型を形成した制度要因について説明を深める。

なお本論文も、筆者がこれまですすめてきた国家破産論研究の続編である。²⁾

第1章 アベノミクス国家破産(金融・財政)の全体像

アベノミクス国家破産(金融・財政)の現状

世界の債務総額(借金残高)は、IMFの2021年12月15日発表の最新統計によれば、2020年12月時点で、第2次世界大戦以降で最大の年間増加額を記録し、債務残高も過去最高の226兆ドルとなった。世界債務の対GDP比は、2007年の世界金融危機によって、2007年の195%から2009年の215%にまで上昇したが、さらに新型コロナのパンデミックによって、2019年の227%から2020年の256%にまで拡大したのである。

そのなかでも公的債務の世界の債務総額に占める割合が拡大し、1960年中期以降で最高の比率である約40%を占めるようになった。世界金融危機とパンデミックが押し上げたのである。ただしパンデミックによって民間債務も急拡大しており、世界金融危機のときにはこれが減少したことと対照的になっている。だがこの2020年に急増した公的債務28億ドルのうち、90%以上を先進国と中国が占めており、途上国はその恩恵に浴していない。³⁾

このような状況のなかでも、日本の公的債務の悪化は突出していて、きわめて異常なものとなっている。中央政府債務および一般政府債務がGDP(国内総生産額)に占める割合を、ほかの主要国と比較してみたものが、第1表「主要国における公的債務の対GDP比(2020年12月時点)」である。これをみていただきたい。

日本の中央政府債務の対GDP比は221.07であり、これはそれ以外の国で最も低いスウェーデンの42.71の約5倍であり、最も多い国のイタリアの151.34をはるかに超えている。これらの国の平均値を計算してみると75.4となり、日

第1表 主要国における公的債務の対GDP比（2020年12月時点）

	アメリカ	イギリス	ニュージーランド	オーストラリア	カナダ	ドイツ	フランス	イタリア	スウェーデン	オランダ	日本
中央政府債務	119.01	103.5	43.64	44.1	59.28	44.93	93.44	151.34	42.71	52.49	221.07
一般政府債務	133.92	104.47	—	57.33	117.46	69.05	115.08	155.82	37.35	—	254.03

注)ここでとりあげた国は、本論文の第7表「予算・財政の透明性の国際比較」(田中秀明氏作成)における国と同じものを選んだ。そのようにして公的債務の大きさと財政ルールとの関係性をみるためである。一般政府債務は自治体や政府機関の債務も含めたものである。ニュージーランドとオランダにはそれに相当するものはない。

出所)IMF世界債務データベース(https://www.imf.org/external/datamapper/CG_DEBT_GDP)より紀国作成。

本はそれの2.93倍もある。また日本の一般政府債務の対GDP比は254.03であり、やはりそれ以外の国で最も少ないスウェーデンの37.35の7倍もあり、最も多い国のイタリア155.82をはるかに超えている。これについても平均値を計算してみると98.8になり、日本はそれの2.57倍もある。のちほど第2章でふれるが、ここで取り上げた日本以外の国は、なんらかの方法で財政再建に努力している国であり、数字からみても、日本はいかに財政放任状態になっているかがわかる。⁴⁾

日本政府の国債および借入金の現在高（債務残高）を財務省のデータによって確認すれば、2021年12月末現在で、合計1218兆4330億円と巨額なものになっている。うち10年以上の長期国債残高が、737兆4212億円である。「アベノミクス」が始まる前の2013年末の債務残高は1018兆円で、うち長期国債は490兆円であった。債務残高はこの8年間で約200兆円増加し、うち長期国債は247兆円もの増加であった。⁵⁾

さて日銀は、2014年4月からいわゆる量的金融緩和政策を実施してきたが、それはどのような結末を生み出してきたのか、これを日銀の貸借対照表（バランスシート）で確認してみよう。それが、第2表「量的金融緩和政策後の日銀の貸借対照表（バランスシート）」である。⁶⁾

これで見ると、2013年末の資産総額は224兆円だったが、2020年末には、712兆円と大きく膨張している。このバランスシートの膨張を生み出したのが、日銀による国債買い上げであって、2013年の国債残高181兆円（うち短期国債142

第2表 量的金融緩和政策後の日銀の貸借対照表(バランスシート)

2013年末		2020年末	
資産224兆円	負債224兆円	資産712兆円	負債712兆円
国債181兆円 (短期国債142兆円)	銀行券90兆円	国債545兆円 (短期国債43兆円)	銀行券116兆円
	当座預金107兆円		当座預金486兆円
貸付金27兆円 ETF他16兆円	その他21兆円	貸付金111兆円 ETF他56兆円	
	自己資本金6兆円		自己資本金10兆円

注) 千億円単位は四捨五入。

出所) 日本銀行営業毎旬報告 (<https://www.boj.or.jp/statistics>) より紀国作成。

兆円)が、2020年末には545兆円(うち短期国債43兆円)にもなっている。この7年間で364兆円もの巨額の国債を買い上げてきたのである。

日銀が買い上げた資金は、銀行が日銀に保有している当座預金残高に積み上がっており、日銀券として国民の暮らしに使われていない様子もうかがえる。

財務省のデータによれば、長期国債残高は、737兆4212億円であったので、そのうち7割にもなる545兆円を日銀が保有しているという計算になる。これはどうみても、異常な状況である。

このような異常な状況をもたらしたのが、「アベノミクス」であった。

なお本論文では、これ以降、「公債」という用語を使用する。一般に、国債は国の債務を表し、公債はこれもふくめ自治体や他の政府機関の債務全体を示す用語であるが、主に国債の意味で公債という用語を使いたい。

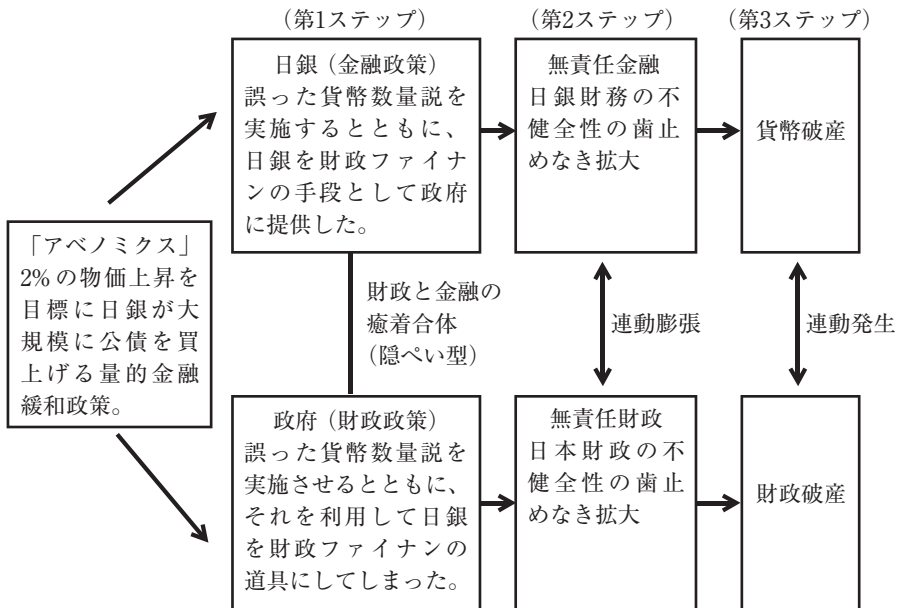
アベノミクス国家破産（金融・財政）の基本構図

アベノミクス国家破産（金融・財政）とは、どのような国家破産であり、どのように進展する国際破産になるのか、まずはその全体像を簡単に確認しておきたい。具体的な解明は、これから執筆する予定の各論で明らかにしていきたい。第1図「アベノミクス国家破産（金融・財政）の基本構図」を参照していただきたい。

アベノミクス国家破産は、三つのステップ（段階）をふんで進展する。

第1ステップは、財政と金融の癒着合体（隠ぺい型）が形成されたことである。「アベノミクス」とは、「2%の物価上昇を目標に日銀が大規模に日本国債を

第1図 アベノミクス国家破産（金融・財政）の基本構図



買上げる量的金融緩和政策」のことである。「三本の矢」などと見栄をきっているが、ほかの二つは抽象的で具体的内容のないものである。これらは本当の狙いを隠すためのカムフラージュだったのである。ちなみに三本の矢とは、「大胆な金融政策」、「機動的な財政政策」、「民間投資を喚起する成長戦略」である。

「アベノミクス」は、金融政策であるのかそれとも財政政策なのか、と国民に問えば、政治家であっても、研究者であっても、またジャーナリストであっても、その多くが、当然にこれは金融政策である、と答えるであろう。

しかしこれが、大間違いなのである。見事に「アベノミクス」の罠にはまってしまったのである。「アベノミクス」とは、金融政策であるとともに財政政策であり、誤った貨幣数量説を巧妙に利用し、隠微的に財政と金融を癒着合体させた政策なのである。日銀が、貨幣数量説に基づいて、公債をその流通市場から買い上げれば、それで自動的に財政ファイナン（財政資金調達）が実現する。政府は安心して安い金利で公債を発行することができるのである。⁷⁾

日銀（金融政策）は、誤った貨幣数量説を実施するとともに、日銀を財政ファイナンの手段として政府に提供し、政府（財政政策）は、誤った貨幣数量説を日銀に実施させるとともに、それを利用して日銀を財政ファイナンの道具にしてしまったのである。

第2ステップが、財政と金融の癒着合体によって、金融と財政いずれにも無責任金融と無責任財政がすすめられ、これらの二つが連動して膨張していくことである。

第3ステップは、貨幣破産と財政破産が連動発生することであり、無責任金融と無責任財政の最終結末である。

「破産」とは「持続的な管理や制御からの失敗」のことであり、「公共財の持続的な管理や制御からの失敗」のうち、国家的規模のものを「国家破産」、国境をこえて広がったものを「国際破産」と、わたしは定義した。⁸⁾

「貨幣破産」とは、貨幣を持続的に利用できなくなったことであり、貨幣に対する信用がなくなって貨幣が減価し、それを使った財貨やサービスの価格が名目的に上昇する現象（貨幣不信によるインフレーション）として現れる。

これは歴史的に何度もハイパー・インフレーションを引き起こしてきた。ハ

イパー・インフレーションとは、物価がわずか1年ほどの短期間に、天文学的な数字で急激にあがる超物価上昇のことである。たとえば物価上昇年率が、ハンガリーでは 9.63×10^{26} 、ギリシャでは 3.02×10^{10} 、ドイツ 2.22×10^{10} などの例がある。発生回数でも、ロシア8回、ギリシャ4回、中国3回、オーストリア2回、ドイツ2回、ポーランド2回、ハンガリー2回、日本1回である。⁹⁾

「財政破産」とは、財政サービスを持続的に提供できなくなったことであり、公債に対する不信が発生して価格が下落（利回り上昇）し、新規の発行ができなくなったり（収入の途絶）、公債の元利の返済ができなくなったりする（債務不履行・支出の途絶）などの現象として現れる。これも歴史をふりかえると、ほとんどの国が経験している。¹⁰⁾

財政と金融の癒着合体が形成されていれば、一方の破産は他方の破産を誘発し、それぞれが連動して同時的に発生する。

さて、アベノミクス国家破産の進展について、その基本構図を確認したので、三つのステップのそれぞれについて、さらに詳しく検討を深めてみよう。

第1ステップは、財政と金融の癒着合体（隠ぺい型）が形成されたことであった。財政と金融の癒着合体は、次のように定義できる。

「財政と金融が独立し、それぞれの職務を自律的に遂行することによって国民に利益を還元すべきところが、一方が他方に従属してそれぞれの健全な働きが妨げられ、国民に不利益を与えること。主に金融が財政に従属し、これによって財政規律が緩み財政が不健全になるとともに、貨幣価値や金融システムも不安定になり、最終的に、財政と金融の双方が連動して同時的に全面機能停止する恐ろしい現象である。」¹¹⁾

財政（政府）と金融（中央銀行）がもたれあってしまい（癒着してしまい）、双方が自律した自己管理能力を失ってしまう状況のことである。これが長く続くと、最終的に、双方共に、機能不全におちいるのである。

わかりやすく例えれば、財政と金融の「共食い・共倒れ」現象のことである。

広辞苑によれば、「共食い」とは、「仲間のもの同士がお互いに利を求めあい、その結果、共に不利益をこうむること」とある。「共倒れ」とは、「お互いに助け合ったために、双方が存立できなくなる状況のこと」である。

財政と金融の癒着合体とは、財政と金融が共食い状況を始めたことであり、それぞれが他人の足を食べているので安心だと思っていたら、それぞれが自分の足も食べられており、安心して食い合っているうちに双方ともにやせ細ってしまい、結局はどちらも死に至って、共倒れとなる現象のことなのである。

具体的な事例として、わたしが、「国家破産推奨経済学(亡国経済学)」とよんでいる諸理論を例にあげて説明してみよう。「統合勘定理論」、「ヘリコプター・マネー理論」、「現代貨幣理論(MMT)」などの諸理論である。これらは、財政と金融の「共食い・共倒れ理論」なので、上記のように命名した。とうてい科学的な理論といえるものではない。ある政治的意図や政策目的をもったプロパガンダ(宣伝活動)の「インチキ理論」なのである。

なぜならこれらの諸理論は、信用と信用連鎖によって成り立っている金融経済(現代経済)の根本原則を、無視しているからである。金融資産はどのようなものであれ(中央銀行の発行する不換銀行券もふくめ)、信用(安心して返済を受けられたり、安心して使えること)によって、その資産価値が決定される。さらに金融資産は金融負債と見合っており、現代経済はますます高度に発達したこれらの信用連鎖によって、強く、深く、速く、関係しあっている。これらの諸理論は、このような金融における当然の事実(常識)を無視しているのである。意図してのことかあるいは無知からなのかわからない。

たとえばここに、個人であれ組織であれどちらでもかまわないが、徴税権をもつAと貨幣発行権限をもつBだけがいて、持ちつ持たれつの関係(癒着関係)にあったとしよう。AがBからカネを借りれば、AはBに対して負債(借入負債)を負い、BはAに対して資産(貸付資産)をもつことになる。Aがこの負債を返済しなかったら、Bの保有する資産は紙くずとなって、Bは損失をかかえ潰れる。Aは借金を踏み倒して得をしたと思うだろうが(他人の足を食っていたつもり)、これ以降Bから融資を得られなくなってAも潰れる(自分の足も食っていた)。共食い関係は、共倒れになるしかない。

「統合勘定理論」とは、公的機関がお互いに所有しあっている資産と負債を相殺してしまえ、という理論である。政府が発行した公債は政府の負債であるが、これを中央銀行が買い上げて資産として保有しているので、これらの見合って

いる資産（貸し）と負債（借り）を相殺して消してしまえば、政府の正味の公債発行残高は大きく減少するので、まったく心配ないという理論である。確かに、相殺して数字を消してしまえば、計算上の数量は減少する。

しかしこの数字は、絶対に消してはならないものである。なぜなら、政府の金融負債は中央銀行にとっては金融資産であって、現実の信用連鎖関係にあるものであり、さらに中央銀行の保有している公債（資産）は、彼が発行している銀行券の担保となっているものだからである。政府の金融負債が消えれば、中央銀行の金融資産も消えてしまい、銀行券の担保も消えてしまう。そうなれば銀行券はなんの保証もない無価値の紙くずになってしまい、ハイパー・インフレーション（超物価上昇）の発生となる。政府は負債が消えたと喜んでしたが、これ以降、潰れた中央銀行から借り入れができなくなり、借り入れたとしてもそのカネは紙くずなので使えない。

理論的にこのように想定できるが、現実にもこれは発生する。政府が公債返済できないとデフォルト（債務不履行）宣言をして債務の棒引きをすれば（消してしまえば）、発行済み公債は減価するかあるいは無価値の紙くずになる。その結果これを資産として保有していた中央銀行の公債も紙くずになり、中央銀行は膨大な損失をかかえ、公債を担保に発行していた銀行券も無価値の紙くずになり、ハイパー・インフレーションを引き起こす。貨幣は信用がなくなって紙くずになってしまいその機能を果たせない。

政府は、負債を棒引きして消すことができたと喜んでしたが（他人の足を食っていたつもり）、これによって中央銀行を経営破たんし追い込んでしまい、これ以降、潰れた中央銀行から借り入れをできなくなり、借り入れたとしてもそのカネは紙くずなので使えない。収入のあてがなくなって、公的サービスは停止せざるを得なくなる（自分の足も食っていた）。このようにして、財政と金融の双方が全面機能停止するという恐ろしい出来事が発生する。共食いは共倒れとなる。

「ヘリコプター・マネー理論」は、返済期限が任意で無利子の永久公債を政府がどんどん発行し、それを中央銀行が買い上げて貨幣（銀行券）を供給し、政府がこれをヘリコプターからばらまくかのように現金を供給する政策のことで

ある。こうすれば景気はすぐに回復するというのである。

政府は返済負担がないのでこれをどんどん発行できるし、実際に発行するであろう。しかし無利子でいつ返済してもらえるかわからない永久公債の資産価値はきわめて低く、資産劣化を引き起こし不良資産となる。中央銀行がどんどん買い上げたこの資産が劣化していけば、中央銀行は膨大な損失をかかえ、公債を担保に発行していた銀行券も無価値の紙くずになり、ハイパー・インフレーションを引き起こす。貨幣は信用がなくなって紙くずになってしまい、その機能を果たせない。

政府は、返済負担がない公債をたくさん中央銀行に買い上げさせることができた、と喜ぶであろうが(他人の足を食っていたつもり)、これによって中央銀行を経営破たんし追いついでしまい、これ以降、潰れた中央銀行から借り入れをできなくなり、借り入れたとしてもそのカネは紙くずなので使えない。収入のあてがなくなって、公的サービスは停止せざるを得なくなる(自分の足も食っていた)。このようにして、財政と金融の双方が全面機能停止するという恐ろしい出来事が発生する。またもや貨幣破産と財政破産の連動発生である。

現代貨幣理論(MMT)は、政府が公債をどんどん発行し、中央銀行がその公債をどんどん買い上げて貨幣を無制限に供給しても、公債が自国通貨建てである限り自国で貨幣を創り出せるので、財政破産におちいるなどの心配はまったくないと豪語する。なぜなら、中央銀行の発行貨幣は中央銀行の負債勘定であり、その担保である資産勘定の公債は、究極的に政府の「徴税権力」に依拠しているからだという。

ひらたく言えば、借金しようとする人が、自分はいつでも不動で堅固な自己資金(徴税権力)をもっているのだから、それを担保にどれだけでも借り入れることができる(貨幣を作り出すことができる)、と知っているのである。貸す側の人も、その人が十分な自己資金(徴税権力)をもっており、それで返済してもらえるから、貸付けしてもそれは安全資産であり、どんどん貸付けしてもまったく大丈夫だ、というのである。

しかしここで、子供でもわかるであろう素朴な疑問がわく。十分な自己資金(徴税権力)をもっている人が、なぜ外部からの借り入れに頼るのだろうか。自

己資金（徴税権力）による資金調達が困難になってきたので、外部負債に頼り公債を発行するのではないだろうか。つまりその時点ですでに自己資金が不足しており、徴税権力が衰えているのではないだろうか。さらに負債が雪だるま式に増えていけば、その元利返済によって自己資金はなくなっていき、徴税権力も消え失せてしまうのではないだろうか。

現代貨幣理論（MMT）のすべては、この「不動で堅固な徴税権力」というわずか1本の柱の上に組み上がった壮麗な建物なのである。1本であっても「不動で堅固なもの」ならばわたしも欲しいが、残念ながら、借金というシロアリに食い荒らされてしまい、崩れ落ちる欠陥商品なのである。

政府が公債発行せざるを得ないのは、すでに増税が困難であり、徴税権力が衰えているからである。公債がさらに累積していけば、その返済のための増税が必要になり、それが続けばさらなる増税は不可能になって、徴税権力は消えてしまう。政府の返済能力（徴税権力）を、誰も信用しなくなる。そうなれば、返済困難になった公債の資産価値は劣化し、中央銀行は膨大な損失をかかえ、公債を担保に発行していた銀行券も無価値の紙くずになり、ハイパー・インフレーションを引き起こす。貨幣は信用がなくなって紙くずになってしまい、その機能を果たせない。

現代貨幣理論（MMT）は、インフレーション（実需インフレ）が起きてから公債発行を縮小すればいいというが、このインフレーションは公債不信と貨幣不信が起こしたインフレーション（貨幣インフレ）なので、すでにすべての公債は紙くずになっており、同時に紙くずになってしまった貨幣も容易に元には戻せない。財政金融はそろって機能を停止しており、すでに手遅れなのである。

政府は、徴税権力があるのでまったく心配ないとして、中央銀行に公債をたくさん買い上げさせて喜んでいたが（他人の足を食っていたつもり）、これによって中央銀行を経営破たんし追い込んでしまい、これ以降、潰れた中央銀行から借り入れができなくなり、借り入れたとしてもそのカネは紙くずなので使えない。収入のあてがなくなって、公的サービスは停止せざるを得なくなる（自分の足も食っていた）。このようにして、財政と金融の双方が全面機能停止するという恐ろしい出来事が発生する。またもや貨幣破産と財政破産の連動発生で

ある。

このようにこれらの諸理論はいずれも、他人の足を食っているから安心だとして理論を組み立て、自分の足も食われていることを無視した「共食い理論」なのである。共食いの結末は、共倒れしかない。財政破産と貨幣破産を連動発生させ、財政と金融（貨幣）の双方が全面機能停止するという恐ろしい出来事を引き起こす。だからこれらは、「共倒れ理論」でもある。

共倒れとは、財政と金融が連動的にその機能を全面停止することであるが、想像してみると、これは実に恐ろしい出来事である。日銀券（お札）を誰もが受け取らなくなり、物価がどんどん上がって行って、生活や生産が困難になり、公費や年金、それに公務員の給料が払えなくなり、警察、病院、ゴミ収集などの公的サービスがすべて停止してしまうのである。

財政と金融の分離規制とは、この共食いと共倒れによる悲惨な結末を防止するために、人類が開発した重要な制度装置だったのである。財政と金融のいずれかが火の車になっても、他方に延焼しないための、そして常に火の用心を心がけさせるための、リスク管理装置なのである。延焼が広がれば、未曾有の大火事となり、老若男女を問わず誰も彼もが焼死する悲惨な結末を招くのである。¹²⁾

統合勘定理論を使えば、瞬時に政府の借金は消えてしまうので、かなり説得力がある。だからかどうかはわからないが、元財務大臣の竹中平蔵氏が、統合勘定理論を引き合いにだして日本の公債残高は実際には少ないのだと、得意そうにテレビで語っていたので、わたしは驚いてのけぞってしまった。元財務大臣がいうことだから、多くの人がこのインチキ理論を信じたであろう。やはり俗っぽいプロパガンダ（宣伝活動）だったのだろうか。

ヘリコプター・マネー理論は、元々は、貨幣数量説論者（マネタリスト）のミルトン・フリードマンが1969年に著書（寓話）で提案したものであるが、その後、いろいろな変種が現れ、元イギリス金融サービス機構長官のアデア・ターナー氏や連邦準備銀行理事会（FRB）元議長のベン・バーナンキ氏が具体化させて提唱している。世界の金融のトップクラスの人たちが、このようなインチキ理論を吹聴しているのである。よほど大きい見返りがあるのだろうか、疑いたくなる。

バーナンキ氏は、どういうわけか2016年7月に日本にやってきて、12日に安倍晋三首相と面談した。FRBの元議長の高額の謝礼を誰が払ったのか、どういう経緯で誰が招へいたのかなどのは、ブラックボックスである。財政膨張しても心配ないという雰囲気をつくりだすため、安倍政権が招へいたのではないかと、疑ってしまう。これをきっかけに、全国紙がこのヘリコプター・マネー政策について、特集記事を組んで報道した。政府・日銀がこれを採用するのではないかと慌てたのである。当時の菅官房長官はこれを否定したが、わたしが注目しているのは、そのときに財政金融の悪化を予想して円安が起こったことである。

現代貨幣理論（MMT）の提唱者のステファニー・ケルトン教授（ニューヨーク州立大学）も、2019年7月に、京都大学レジリエンス実践ユニットの招きで来日した。そして、16日に開催された「MMT 国際シンポジウム」において、どれだけ公債発行しても財政破産は起こらないと講演した。マスコミも、いくら借金しても財政破たん心配はないのだ、と大見出しで報道した。11月7日には、同じ論者のビル・ミッチェル教授（ニューカッスル大学）も、ユニットの招きで来日し講演した。

これらを主催された京都大学工学部教授（ユニット長）の藤井聡氏も講演し、「徴税権力」があるから、政府は公債をいくらでも発行して貨幣を創出できるように、それをやらないでいる財政規律論者や財政再建論者たちは、すべて偽善者、不道徳者、不正義者であると罵倒した。その借金で防災も貧困も、すべて解決できるというのである。しかしサラ金業者のいうがごとくの怪しげな「徴税権力」に騙されて、巨額の借金を重ねて破産したとき、その最初にして最大の深刻な犠牲者になるのは、彼が助けようと称する社会的・経済的弱者なのである。¹³⁾

このような財政と金融の癒着合体には、「公然型」と「隠ぺい型」の二つがある。「公然型」とは、世界大戦時に形成されたものである。「隠ぺい型」とは、この戦時の財政と金融の癒着合体に対する規制の不備・不具合を最大限に利用し、一見してもそうとはわからないようにして形成された戦後の癒着合体方式のことである。「アベノミクス」はこの典型である。これについては第3章で、詳しく明らかにしたい。

第2ステップは、財政と金融の癒着合体によって、金融と財政いずれにも無責任金融と無責任財政がすすめられ、これらの二つが連動して膨張していくことであった。

日銀が公債買い上げをすすめれば、政府は公債発行が容易になり、さらに公債発行を重ねる。日銀が政府借金の肩代わりをしてくれるので、政府がより借金をしやすくなったのである。借金しやすくなれば、政府はさらに公債発行をすすめて、日銀はさらに公債を買い上げなければならなくなる。こうして政府の公債残高の膨脹は、日銀のバランスシートの膨脹を引き起こす。不健全財政が不健全金融を必要とし、不健全性金融が不健全財政を支えて、相互に連動膨脹していくのである。

9年もの長期にわたる期間が経過しても、信じられないことに無責任金融と無責任財政が継続し、今だに、日銀、政府ともに今後の後始末についての明確な方針を提案していない。ひどい放置・放任状態になっているのである。2022年1月19日の日銀政策委員会および黒田日銀総裁は、大規模金融緩和をまだ継続するとの決定をした。しかも、いつこれを正常化するのか、どう撤退するのか、その撤退にともないどういう問題が生じるのか、この問題にどのように対処するのか、このような初歩的なことを、9年たっても今だに明らかにしていない。

このような事態をもたらした最大の要因は、前述したような財政と金融の癒着合体（隠ぺい型）が形成されてしまったことであり、これについては、第3章で、詳細に明らかにしたい。

これ以外の要因として、次のものが考えられる。

- ①貨幣数量説がそもそも誤っており、いつまで経っても、貨幣数量説論者(リフレ派)のいうところの成果が出ていないこと。
- ②自党内の派閥による権力内けん制作用が失われたこと。安倍一強時代といわれたように有力な対抗派閥勢力がなくなったこと。
- ③行政官僚による職務倫理や職務能力によるけん制作用が封じ込められたこと。官僚の腐敗が横行したことである。これは、官邸（内閣人事局）が官僚の人事権を一括管理したからである。官僚は出世のために、政府に気に入られるように仕事をするようになった。いわゆる忖度（そんたく）である。

政府の喜ぶように統計データが改ざんされるという事件も起こった。財務省の佐川宣寿氏は決さい文書の改ざんで、国税庁長官という官僚トップの地位に上ることができたが、その発覚で辞職した。

しかし最近になって、ようやく、財務省内にも気骨のある財政官僚が現れた。財務省の矢野康治事務次官である。月刊誌『文芸春秋』の2021年11月号に、「財政次官、モノ申す—このままでは国家財政は破綻する」を発表し、与野党問わずバラマキ合戦をしている状況に、警鐘を鳴らしたのである。衆議院選挙前だったので、政府・自民党は大いに慌てた。¹⁴⁾

④国会におけるけん制作用が弱まったこと。安倍政権および官僚は、国会において平然と事実と異なる答弁や虚偽答弁をくり返し、国会が行政の監視としての役割を弱めたこと。

⑤マスクによるけん制作用が弱まったこと。安倍政権によるマスク懐柔作戦が成功したこと。

金融システムがリスクを吸収できるほどに健全に成長しなければ、経済成長や経済イノベーションは生まれえない。金融をいじめればいじめるほど、景気上昇は見込めない。失われた10年とか20年とかいわれる日本の長期不況は、バブル崩壊後の処理を誤ったうえに金融がまだ立ち直っていないのに、金融ビッグバンを進めたことによる。今では、「アベノミクス」によるマイナス金利政策によって、金融が正常に機能しないままであり、これでは経済成長や経済イノベーションはとうてい見込めない。

第3ステップは、歯止めがかからない無責任金融と無責任財政が、貨幣破産と財政破産の連動的な発生を引き起こすことであった。

公債発行残高が増大していけば、当然に返済不能リスクは高まり、日本公債の格付けが引き下げられる。そうなれば日銀の保有する公債の不良資産化がすすみ、日銀の財務が悪化する。日銀の保有する公債は取得原価方式を採用しているので、額面の資産価値は減価しないが、時価評価すれば財務悪化は明白となる。この損失の処理が利益を上回ると日銀は債務超過におちいる。そうなれば日銀は公債を買い上げできなくなり、政府の債務不履行を引き起こす。

日銀が金利を引き上げなければならぬ状況が生まれれば、これまで安く買

い上げてきた保有公債の利回りを、当座預金金利の利回りが上回る状況（逆ざや）が発生する。この損失は2年で自己資本金を食いつぶすほど莫大なものになると予想されており、日銀は債務超過におちいる。さらに金利引上げは保有公債の価格下落を引き起こし、債務超過をひどくする。そうなれば日銀は公債を買い上げできなくなり、政府の債務不履行を強める。日銀の債務超過は、日銀の発行している貨幣の信頼を傷つけ、円売り（円安）の動きを強める。財政と金融の崩壊は、「日本売り」の流れを一気に引き起こす。¹⁵⁾

これが、いつ頃、どのようにして、発生するかについては、現段階では想像するしかないが、歴史の経験をふり返ってみると、おそらく次のようなことを想定できる。

もっとも敏感にそしてもっとも敏速に反応するのが、莫大な資金を動かす海外の投資家や投資ファンド、それにヘッジファンドである。かれらが、日銀の財務不健全性や債務超過の恐れ、あるいは日本国債の格付けの下落から債務不履行（デフォルト）が起きるとの恐れのいずれかに注目するか、あるいはその両方に注目するようになれば、大規模に外国為替市場で円を売るか円売りの先物を仕掛けるか、あるいは円建て資産を売り払い、海外に資金を逃避させるようになる。大規模な円売り（日本売り）である。一気にひどい円安が発生する。この円安は輸入品価格の大幅な上昇をもたらし、ハイパー・インフレーションを引き起こす。ただしこのインフレは、貨幣数量説論者（リフレ派）の喜ぶような消費や生産が活発になって発生する実需要因のものではない。日本財政と日本貨幣（円）に対する不信がもたらした貨幣的要因のものである。リフレ派はようやくインフレが起きたと喜ぶであろうが、消費や生産は増大しない。反対に大幅なインフレによって消費も生産も減退し、急速で大規模な縮小が起きる。国家破産が発生したのである。

第1次世界大戦後のドイツで起きたハイパー・インフレーションは、当時のドイツ貨幣であるマルクの大幅な下落（マルク安）から始まり、大規模に急落していった。その折りにドイツに留学していてこれに遭遇した大内兵衛氏は、その衝撃的な体験談を残されておられる。1921年4月にベルリンに着いたときは、1ドルが63マルク、1円が30マルクだった。そのあと9月には1ドルが104マルク、

11月には262マルクまで下がり、貧弱な信用状しかもたない円でも、30ドルも引き出せば紙幣でカバンが一杯になり、古本を買いまくったという。1922年9月になると1ドル3000マルク、11月には7000マルクとなり、一飯に1000マルク札を出さなければならなくなった。教授の家の食卓から肉が消え、学生のストーブには石炭のかけらもなくなり、零下20何度冬の冬が押し寄せていた。教授は外国人の援助による食堂で命をつないでいた。¹⁶⁾

今は、コロナ禍対策のために世界の財政金融はどこも膨張しているのに、日本の財政金融の悪化はそれに隠れて目立たない。だがコロナが終息し、世界の中央銀行が、エネルギー価格の上昇や回復消費の増大が引き起こしたインフレ対策のために金利を引き上げていけば、日本の苦境つまり膨大な公債の下落や金利の逆ざやを招くので、金利を引き上げられない状況がより目立つようになる。そこで日本の財政金融の悪化に世界の目が注がれるようになって、日本売りの流れが始まる。昨年2021年11月のアメリカの連銀理事長（FRB）のパウエル氏の再任が決まり、その人事で4年ぶりの大幅な円安が発生したが、すでに世界の投資家たちは、日本の財政金融の状況に注目しているとわたしは考えている。

今のところは、円信用力（円ブランド）に期待して、財政金融の悪化状況があっても、日本円がひどく減価することはないと、多くの人が安心感をもってしている。貨幣に対する信用力、つまりこれからも安心して使えるであろうという信頼感とは、「貨幣暖簾（のれん）'monetary good will」と名づけることができる。暖簾（のれん）とは、長く信用を保持してきたことで生まれるブランドのことである。これは、過去の実績で積み上げてきた信頼感・安心感で形成され、これからも大丈夫であろうという予想・期待である。

しかし円ブランドがいつまでも持続するとは限らない。先人が苦勞して培ってきたこの円信用力に疑念が生まれ、それを裏付ける動きがあれば、貨幣信用の崩壊は一気に進む。「日本（円）投げ売り」である。一度失われた貨幣の信用回復には、多大な時間とコストがかかる。

過去のドイツのようなひどい国家破産に陥ってから、海外の資金援助をお願いするため、日銀総裁と日本総理がそろって記者会見をし、日本の金融と財政

を健全化しますと決意を示すような、まるで途上国のような悲惨な光景が現れるかもしれない。そうならない内に、あるいはもっと早くに、日本総理と日銀総裁とがそろって政策の舵をきらなければならないのである。

最後に、「アベノミクス」を定義して、この節を終わるとしよう。

「アベノミクス」とは、「誤った貨幣数量説を巧妙に利用して、財政と金融を隠ぺい型に癒着合体させ、これによって歯止めなき無責任金融と無責任財政を押し進め、貨幣破産と財政破産を引き起こすことになる亡国政策である」と。

アベノミクス国家破産（金融・財政）の進展状況と時期区分

アベノミクス国家破産（金融・財政）のこれまでの進展状況を、概略的に時期区分してみよう。これを一覧表にまとめたものが、第3表「アベノミクス国家破産（金融・財政）の時期区分」である。

第1期は、1998年4月から2013年2月までで、新日本銀行法の施行から、誤った貨幣数量説を利用して財政と金融を癒着合体させる策略（安倍クーデター）の成功までの時期である。つまり白川方明日銀総裁を辞任させ、元財務官の黒田東彦氏と貨幣数量説論者（リフレ派）の岩田規久男氏を総裁・副総裁として日銀に送り込むまでである。アベノミクス国家破産の基本構図でいうと、その第1ステップが完了したのである。

第2期は、2013年3月から2015年12月までで、誤った貨幣数量説による無責任金融と無責任財政が開始され、歯止めなく拡大し始めた時期である。第1次黒田東彦日銀総裁体制（岩田規久男・中曾宏副総裁）が始動し、量的・質的金融緩和政策が実施（4月）されたのである。基本構図の第2ステップが始まったのである。

第3期は、2016年1月から2018年3月までで、貨幣数量説の失敗と混乱が明らかになり、その調整が行われた時期である。マイナス金利操作付き量的・質的金融緩和政策（1月）と長短金利操作付き量的・質的金融緩和政策（イールド・カーブ・コントロール）（9月）が実施されている。

第4期が、2018年4月からであり、無責任金融と無責任財政がさらに歯止めなく拡大していった時期である。第2次黒田東彦日銀総裁体制が始動し、副総裁に貨幣数量説論者（リフレ派）の若田部昌澄氏が就任した。総裁の任期満了は2023

第3表 アベノミクス国家破産（金融・財政）の時期区分

第1期	1998年4月 ～2013年2月 (第1ステップ完了)	新日本銀行法の施行から、財政と金融を癒着合体させる策略（安倍クーデター）の成功まで。白川方明日銀総裁を辞任させ、元財務官の黒田東彦氏と貨幣数量説論者（リフレ派）の岩田規久男氏を総裁・副総裁として日銀に送り込むまで。
第2期	2013年3月 ～2015年12月 (第2ステップ開始)	誤った貨幣数量説による無責任金融と無責任財政の始まりと歯止めなき拡大。第1次黒田東彦日銀総裁体制の始動、量的・質的金融緩和政策の実施（4月）。
第3期	2016年1月 ～2018年3月	貨幣数量説の失敗と混乱その調整。マイナス金利操作付き量的・質的金融緩和政策の実施（1月）と長短金利操作付き量的・質的金融緩和政策（イールド・カーブ・コントロール）の実施（9月）。
第4期	2018年4月 ～？	無責任金融と無責任財政のさらなる歯止めなき拡大。第2次黒田東彦日銀総裁体制の始動。副総裁に貨幣数量説論者（リフレ派）の若田部昌澄氏。総裁の任期満了は2023年5月。
第5期	2020年8月 ～2021年9月	「アベノミクス」の表面上の終えん。安倍政権の政権腐敗による自壊と「アベノミクス」継承を掲げた菅政権のコロナ失政による自滅。
第6期	2021年10月 ～？ (第3ステップ?)	岸田政権の発足。隠れ「アベノミクス」の登場。財政と金融の正常化の見通しがたつのか、それとも貨幣破産・財政破産の発現となるのか。

出所) 筆者作成。

年5月である。

第5期が、2020年8月から2021年9月までで、「アベノミクス」が表面上終えんした時期である。安倍政権が政権腐敗により自壊し、「アベノミクス」の継承をうたった菅政権がコロナ失政による自滅した。

第6期が、2021年10月に岸田政権が登場してからの、今後の時期である。自民党では、岸田政権発足にともない、細田派を吸収した安倍派が最大派閥となった。「アベノミクス」の継承を公然と表明する高市早苗氏が自民党政調会長となった。自民党内には、安倍元総理が裏で手をひき、現代貨幣理論（MMT）を信じ込む西田昌司議員（自民党政調会長代理）が本部長をつとめる「財政政策検討本部」、と岸田総理が本部長をつとめ麻生元財務大臣が顧問になってい

る「財政健全化推進本部」の二つが綱引きしている状況にある。岸田政権は、隠れ「アベノミクス」の状態になっているのである。

第1期、第2期、第3期そして第5期は、すでに終わってしまったことで確定しているが、第4期、第6期はまだ継続中なので、どのようになるか流動的である。財政と金融の正常化の見通しがたつのか、それとも貨幣破産・財政破産の発現となるのか、今ではまだわからない。基本構図の第3ステップだけにはならないことを、祈るばかりである。

アベノミクス国家破産の解明方法：統合研究の必要性

わたしがこれまで見聞きした限りでは、マスコミ報道や新聞各紙は、「アベノミクス」を金融政策として取り扱い、そういうものとして論評したり報道していた。これを、財政政策でもあり財政と金融を癒着合体させたものであるとの論調やそれを指摘するものはなかった。

また、わたしが垣間見たところでも、「アベノミクス」の是非を検討した研究文献や出版文献の多くが、これを金融政策として扱い、それを批判するか、あるいはそれを肯定するかしていた。もちろんわたしはこれらの内の批判的立場に賛同するものであるが、金融政策としてだけで論評することについては、疑問を感じている。それでは、「アベノミクス」の罨にはまってしまうからである。

さらに学界においても、財政研究と金融研究の分断そして経済学と法学や政治学との分断状況があり、それが、財政と金融を隠ぺい型に癒着合体させた「アベノミクス」に対する対応を不十分にしている。財政学の研究領域では「アベノミクス」をもっぱら専門外の金融政策として扱い、また金融の研究領域では、あくまで金融政策であると扱い、財政政策でもあるとの意識が希薄なのである。

たとえば、日本財政学会が、2015年にアベノミクスを中心テーマにとりあげたシンポジウム「アベノミクスと税財政改革」において、財政と金融の両面にわたって問題提起をされた井出英策氏の主報告の意図が伝わっていない。フロアでの議論はもっぱら財政学固有の問題や領域での論点が中心となっているのである。¹⁷⁾

これらのすき間について、「アベノミクス」は大きくなってきた、といえなく

もない。

このような状況を克服し、アベノミクス国家破産の全容を解き明かすには、「法学・政治学・経済学・人間学の統合研究」方法が必要になる、とわたしは考えている。

これは、まず、これまで日本において「財政金融論」としてとり扱われてきた研究成果を受けつぎ、それをより発展させる方法である。¹⁸⁾

そしてそれとともに、それらを広く、法学・政治学・経済学・人間学の統合研究として発展させる方法である。統合研究は、これらの分野の研究者による共同研究と相互学習を必要とする。経済学は、自然科学・人文社会科学を統合した哲学のなかから生まれてきた。経済学の創始者であるアダム・スミスは、経済学をそれらの統合研究の一つとして深めようとしたが、独善的・閉鎖的学問として解明しようとしたのではなかった。このアダム・スミスの統合研究の方法に学ばなければならないのである。¹⁹⁾

第2章 財政と金融の相互関係と戦後日本の分離規制

歴史における財政と金融の相互関係

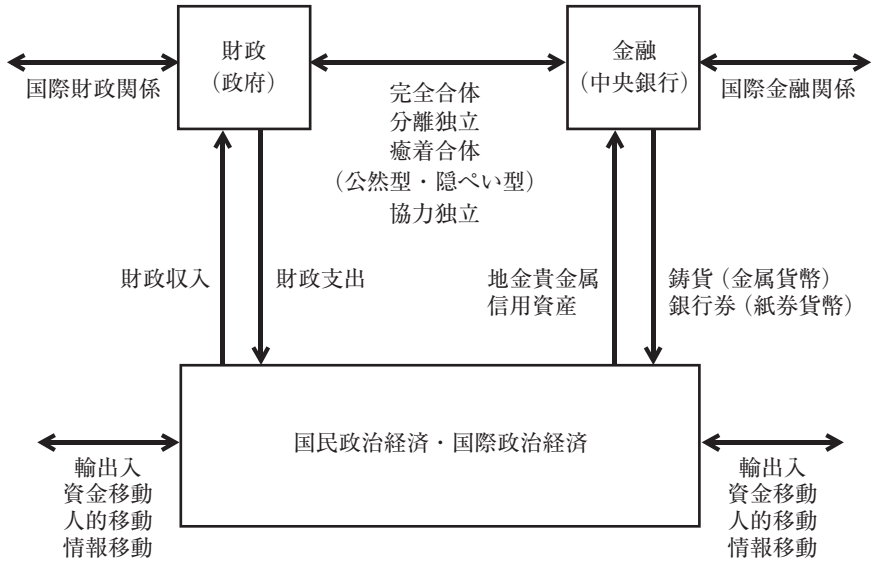
財政と金融は、そのときどきの国内の政治経済状況や国際的な政治経済の関係状況に左右され、それを分離しようとする動きがある一方で、それらを合体しようとする圧力が常に働いてきた。

財政と金融の関係については、歴史的に多様な関係があったし、さまざまな関係を想定できる。本論文でそれを詳しく論じる余裕はないので、簡単に概観してみることにする。

完全合体、分離独立、癒着合体（公然型・隠ぺい型）、協力独立の四つの関係を考えることができる。第2図「歴史における財政と金融の相互関係」を参照していただきたい。

「完全合体」とは、一つの政府組織が、公的な財政権限と貨幣発行権限の二つを保有している状況のことであり、人類の歴史ではながらく支配的であった。ローマ帝国がこれを利用して、貨幣の金属含有量をかすめとっていたことを、

第2図 歴史における財政と金融の相互関係



出所) 筆者作成。

アダム・スミスは厳しく批判していた。また日本においても、徳川幕府が貨幣発行権限を悪用して、なんども金属含有量を減らす貨幣悪鑄をくり返していたことは、よく知られている。地金の貴金属を鑄貨(コイン)に鑄造する権限が政府にあったので、それを財政の穴埋めに利用できたのである。

そのうち、金銀鑄貨(金属貨幣)と交換して、銀行券(紙券貨幣)を発行する業者や銀行が現れるようになった。紙券貨幣は、金属貨幣のような生産費減価や摩損減価がなく、軽量で使いやすいので、金属貨幣にとってかわるようになった。そして銀行券発行権限を一つの銀行(中央銀行)に独占させる単一銀行券制度が採用されることで、中央銀行は貨幣発行権限を手に入れた。紙券貨幣の勝利が、財政と金融の分離を実現させたのである。

「分離独立」とは、このような中央銀行制度の確立によって可能になったものであり、貨幣発行権限をもつ中央銀行の組織と財政運営を担う組織が制度的に分離し、二つのそれぞれの組織がそれぞれの独立した権限を保有している状況

のことである。

「癒着合体」とは、財政と金融の二つの組織が制度的に分離し、そのような法的措置が実施されていても、事実上あるいは実質的に、中央銀行が政府に従属してしまい、金融規律や財政規律などの自己管理能力が失われてしまう状況のことである。

これには、「公然型」と「隠ぺい型」の二つがある。

「公然型」とは、世界大戦時に形成されたものであり、戦費不足に陥った政府のために中央銀行が直接に政府貸付けをしたり、戦時公債を直接に引き受けるなどして、目に見える形で形成された癒着合体のことである。

これに対しては戦後になって、先進国を中心として財政と金融の分離規制が制度的に整備されるようになった。しかしこの措置は十分に完全なものではなく、多くの不備・不具合が残ってしまった。

これが、「財政金融に空いた巨大穴（フィナンシャル・ビッグホール‘financial big-holes’）」である。巨大穴というのは、穴が大きいということではなく、穴が小さくて見えないほどのものであっても、きわめて大きな影響をもたらすという意味での巨大性（ビッグ）である。堤に空いた小さな蟻の穴は、気がつかないほど小さなものであっても、それをきっかけに堤防を決壊させ、大洪水をもたらすのである。いわゆる「千丈の堤も蟻穴より崩る」（韓非子）である。

「隠ぺい型」とは、この不備・不具合につけり、それを利用して形成されたものであり、一見してもそうとはわからない癒着合体方式のことである。²⁰⁾

現代では、金融政策の手段（現金貨幣を供給する手段）が適格手形を割り引く方法から公債の売買に移り、公開市場操作（マーケット・オペレーション）が金融政策の主要手段になっている。また金融機関も安全で優良な資産として、あるいはBIS規制（自己資本比率規制）を回避できる手段として、公債を買い上げるようになった。公債を通じて、財政と金融が日常的に接触を深めざるを得ない状況になっているのである。

だから中央銀行が金融政策と称して公債を大規模に買い上げれば、それだけで財政ファイナン（財政資金調達）が間接的に実現する。その場合に、これが金融政策なのか、それとも隠ぺい型の癒着合体なのかの区分はむずかしくなる。

いつでも、どちらにも、変身可能だからである。

だが、中央銀行総裁が自らの健全度にいつも配慮して運営し、政府に対して財政規律を損なわないように厳しく注文をつけているか、また政府も金融の健全度に配慮するよう注文をつけ、実際に財政の規律をそこなわないように運営しているかによって、あるいは、両者の間でそのような協定（アコード）が結ばれており、厳しく相互点検しているかによって、判別は可能である。²¹⁾

「アベノミクス」とは、これまで明らかにしたように、誤った貨幣数量説を巧妙に利用して、財政と金融を癒着合体させる方法の、隠ぺい型という新しい手法である。歴史的に現れた財政と金融の癒着合体には、公然型は多くの例はある。しかし隠ぺい型は歴史的に初めてである。

「協力独立」とは、南海トラフ地震や首都直下型地震のような巨大災害対策あるいは気候変動にともなう災害対策や適応策に対応するため、政府が発行した臨時公債を中央銀行が買い支えるなどして必要資金を供給するため、政府と中央銀行が協定（アコード）を結び、協力しあう方法である。この場合には、あらかじめ、時期と規模そして返済計画や減債基金制度などの正常化の道筋、政策効果の検証方法と撤退の道筋を定め、そのそれぞれが責任と自律性をもって運営にあたり協力することが必要である。定期的に点検協議するための国民に公開された場も必要となる。

戦後日本の財政法と新日本銀行法による財政と金融の分離規制

戦後日本において、どのように財政と金融の分離規制が行われてきたのかについてみてみよう。

（財政法と財政制度改革）

まずは1947年に施行された財政法とそれによる財政制度改革について、どのような規制があったのかについてみてみる。その基本の柱となるのが、財政法第4条と第5条の二つの規定である。

最初の柱となるのが、財政法第4条による「予算均衡主義（公債不発行主義）の原則」であり、次のように定められている。

「国の歳出は、公債または借入金以外の歳入を以て、その財源としなければ

ならない。但し、公共事業費、出資金及び貸付金の財源については、国会の議決を経た金額の範囲内で、公債を発行しまたは借入金をなすことができる。」

財政法の教科書として定評のある『予算と財政法（5訂版）』は、この法令が制定された理由について、次のように述べている。なお著者の小村武氏は、長く財政実務に携われ大蔵省（財務省の前身）の主計局長も務められた財政官僚である。

「この財政法の健全財政主義の原則は、戦前の軍事費調達のための巨額の公債発行の反省が一つの契機であったともいわれている。」²²⁾

政府は、公債を発行して資金調達してはならないのである。借金ではなく、租税収入という自主財源によって支出をまかないなさい、という原則である。

ただし、「但し書き」にあるように建設公債については、例外的に公債発行を認めるという立場にたっている。これについては次のように、説明されている。

「財政法第4条は、負担の世代間公平という考え方に立って公共事業費等に限って公債発行または借入れを認めるという形で健全財政の原則を定めたものと解される。」²³⁾

もう一つの柱となるのが財政法第5条の「公債の日銀引受け禁止の原則」であり、これは次のように定められている。

「すべて、公債の発行については、日本銀行にこれを引き受けさせ、又、借入金の借入については、日本銀行からこれを借り入れてはならない。但し、特別の事由がある場合において、国会の議決を経た金額の範囲内では、この限りでない。」

『予算と財政法（5訂版）』は、この法令が制定された理由について、次のように述べている。

「本条本文は公債の日銀引受けを原則として禁止している。これは、戦前、戦中において大量の公債発行が日銀引受けによって行われた結果、マネーサプライの増加等を通じて激しいインフレーションを引き起こしたことへの反省に基づいて規定されたものである。」²⁴⁾

小村武氏は、著書の「参考：諸外国の公債をめぐる財政制度」において、主要先進国の状況についても、詳細に調査されておられる。そのうち財政と金融の分離規制にかかわる説明文書をそのまま、紀国の責任で一覧表に加工して作

第4表 主要先進国における中央銀行の政府への信用提供禁止規制

国名	規制方法と内容
日本	中央銀行からの信用を歳出の財源に充てることは、原則として禁止されている。ただし国庫の資金繰りのための中央銀行からの資金調達は許されている。
アメリカ	連銀は、連邦に対する一切の信用供与を禁止されている（連銀が保有する国債の乗換えを除く）。
イギリス	中央銀行による国債の引受けについては、法令上これを禁止する規定はないが、国債管理の権限がイングランド銀行から大蔵省に移管された1998年以降、同行による国債の引受けは行われていない。
ドイツ	国債はすべて中央銀行を経由して市中で発行されるが、中央銀行は仲介人の役割を果たすものであり、自ら国債を引受けるとはしない。国庫の資金繰りのための中央銀行からの資金調達は全く認められていない。
フランス	フランス銀行から国庫へのあらゆる形態の信用供与が禁止されており、公債の引受けを含め国庫によるフランス銀行からの資金調達は行われていない。

出所)小村武「参考：諸外国の公債をめぐる財政制度」『予算と財政法(5訂版)』2016年、新日本法規出版株式会社、pp.137~155における説明文書をそのまま、紀国の責任で一覧表に加工して作成。

成したものが、第4表「主要先進国における中央銀行の政府への信用提供禁止規制」である。

これをみると、政府の発行する公債を中央銀行が引き受けたり、買い上げたりするなどして、政府に資金提供してはならないという規制は、日本だけのものではなく、国際標準（グローバル・スタンダード）となっていることがわかる。

（新日本銀行法と中央銀行制度改革）

戦後日本の財政と金融の分離規制について、今度は、新日本銀行法と中央銀行制度改革の側面からみてみよう。

戦時中の1942年に制定された旧日本銀行法が改正され、日銀の新しいあり方を定めた新日本銀行法（改正日本銀行法）が制定されたのは、1997年であり、戦後55年も経過してのことだった。実に半世紀以上も経っていたのである。政府の日銀への介入をどこまで認めるのかについて意見が分かれ、長い間まとまらなかったのである。

ところがバブル崩壊後に大蔵省の不祥事に対する世論の批判が高まり、大蔵省改革がすすめられ、この流れで、「ひょうたんから駒」のようにして、中央銀

行制度改革が実現したのである。

だから日銀にとっては、まさに降ってわいたような出来事となった。2012年7月から2017年7月まで、日銀政策委員会審議員であった木内登英氏は、実際の現場での印象を次のように語っておられる。

「筆者自身が審議員の任期中に強く感じたことであるが、日本銀行法改正を通じて日本銀行は長年望んできた政府からの独立性を勝ち得たのだ、と素直に歓迎した職員は必ずしも多くはなかったように思う。…（中略：紀国）…日本銀行が自ら独立性を勝ちとったという意識が弱いことが、2012年末の政権交代時に、日本銀行が政府からの圧力にさらされ、物価目標の導入を事実上迫られた際にも、それに抵抗して独立性を守るという意識が必ずしも強くなかった背景にあるとみられる。」²⁵⁾

旧日本銀行法と新日本銀行法（改正日本銀行法）との違いを明瞭にするため、四つの項目を設定して、二つの法令にもとづきそれらの制度を比較してみた。四つの項目とは、中央銀行の、「業務の目的」、「業務の独立性」、「業務の透明性」、「業務の管理原則」の四つである。

これを一覧表にしたものが、第5表「旧日本銀行法と新日本銀行法（改正日本銀行法）の比較対照表」である。この表を参考にしてもらって、日銀がどのように変化したのかをみていくこととしよう。

第1に、公的組織の根幹となる「業務の目的」であるが、日銀の業務目的が、戦争遂行や国家目的に奉仕することから、大きく転換したことである。

戦時中の1942年に制定された旧日銀法の業務目的は、「国家経済総力の適切な発揮を図る（第1条）」こと、「国家目的の達成を使命として運営（第2条）」することであった。これが新日銀法では、「銀行券を発行するとともに、通貨及び金融の調節を行う」、「資金決済の円滑の確保を図り、もって信用秩序の維持に資する（第1条）」、「物価の安定を図ることを通じて国民経済の健全な発展に資する（第2条）」と、抜本的に変更になった。

第2に、業務の独立性についてであるが、旧日銀法で完全に政府の支配下にあった日銀がようやくにして、政府からの独立性を獲得できたことである。

旧日銀法はひどいものであった。政府が日銀の総裁、副総裁を任命でき、日

第5表 旧日本銀行法と新日本銀行法(改正日本銀行法)の比較対照表

比較項目	旧日本銀行法 (1942年制定、1987年最終改正)	新日本銀行法(1997年制定)
業務の目的	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国家経済総力の適切なる発揮を図る。(第1条) ・ 国家目的の達成を使命として運営。(第2条) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 銀行券を発行するとともに、通貨及び金融の調節を行う。(第1条) ・ 資金決済の円滑の確保を図り、もって信用秩序の維持に資する。(第1条) ・ 物価の安定を図ることを通じて国民経済の健全な発展に資する。(第2条)
業務の独立性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総裁、副総裁は内閣が任命する。(第16条) ・ 日本銀行の監督権限は大蔵大臣にあり、業務命令や検査・処分などができる。(第42条) ・ 大蔵大臣の命令への違反や必要があれば内閣は総裁・副総裁を解任できる。(第47条) ・ 政策委員会は総裁1名をふくむ7名で構成し、そのうち大蔵省と経済企画庁の代表者が議決権をもって参加する。(第13条) ・ 他の政策委員4名(金融代表2名、商業代表1名、農業代表1名)は両議院の同意を得て内閣が任命する。(第13条) ・ 内閣が職務違反と認定すれば政策委員を解任することができる。(第13条) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大蔵大臣の監督権限と命令違反の場合の解任権は廃止。政策委員会における大蔵省と経済企画庁の代表委員は廃止。 ・ 総裁、副総裁は両議院の同意を得て内閣が任命する。(第23条) ・ 総裁・副総裁および政策委員は心身の故障以外の理由で解任されない。(第23条) ・ 政策委員会は総裁1名、副総裁2名を含む9名で構成し、6名は経済・金融に高い識見を有する者から両議院の同意を得て内閣が任命する。(第23条) ・ 通貨および金融の調節における自主性は尊重されなければならない。(第3条) ・ 業務運営における自主性は十分配慮されなければならない。(第5条) ・ 政府の経済政策と整合的になるよう政府と十分な意思疎通を図ること。(第4条) ・ 大蔵大臣または経済企画庁長官は、必要なときは政策委員会に参加し、意見を述べ、議案を提出し、議決事項の延期を求めることができる。(第19条) ・ 大蔵大臣は日本銀行または役員に法令違反又はその恐れがあると認めるときは是正措置を命ずることができる。(第56条) ・ 財政法第7条で認められた政府への無担保貸付と大蔵省証券の引き受けができる。(第34条) ・ 財政法第5条ただし書きにもとづき、国会の議決金額の範囲内で無担保貸付と国債引き受けができる。(第34条)

業務の 透明性	<ul style="list-style-type: none"> ・定款にもとづいて設置された役員集会（総裁、副総裁、理事）が事実上の重要決定（政策委員会は有名無実）。 	<ul style="list-style-type: none"> ・役員集会の廃止。 ・通貨および金融の調節に関する意思決定の内容および過程を国民に明らかにし、大蔵大臣を経由して国会に提出すること。（第3条、第54条） ・政策委員会は議事の概要を速やかに、議事録は適当と認める期間後に、公表すること。（第20条）
業務の 管理原則	<ul style="list-style-type: none"> ・銀行券発行高に対し同額の次の保証を保有することを要す（手形、貸付金、国債、債券、外国為替、地金銀）。（第32条） 	<ul style="list-style-type: none"> ・銀行券発行に対する保証規定（旧第32条）の廃止。 ・業務および財産の公共性にかんがみ適正かつ効率的に業務を運営すること。（第5条） ・経費の予算を大蔵大臣に提出し認可を受けること。（第51条） ・剰余金の百分の五を準備金として積み立て、大蔵大臣の認可でそれ以上の積み立てができる。（第53条）

出所)塩野宏監修・日本銀行金融研究所・「公法的観点からみた中央銀行についての研究会」編『日本銀行の法的性格—新日銀法を踏まえて—』行政法研究双書15、弘文堂、2001年に巻末付録として掲載された「旧・新銀行法」の条文より紀国作成。四つの比較項目は紀国が策定したものである。旧日銀法との比較が可能ないように1997年施行の新日銀法を使用した。その後の省庁再編で大蔵大臣は財務大臣に、経済企画庁長官は経済財政政策担当大臣に改正されている。

銀への監督権限と業務命令権をもち、政策委員会には政府代表者2名が議決権をもって参加でき、政府は自由に総裁、副総裁そして政策委員を解任できたのである。

その法令が、「総裁、副総裁は内閣が任命する（第16条）」、「日本銀行の監督権限は大蔵大臣にあり、業務命令や検査・処分などができる（第42条）」、「大蔵大臣の命令への違反や必要があれば内閣は総裁・副総裁を解任できる（第47条）」、「政策委員会は総裁1名をふくむ7名で構成し、そのうち大蔵省と経済企画庁の代表者が議決権をもって参加する（第13条）」、「他の政策委員4名（金融代表2名、商業代表1名、農業代表1名）は両議員の同意を得て内閣が任命する（第13条）」、「内閣が職務違反と認定すれば政策委員を解任することができる（第13条）」である。

これが新日銀法では、日銀に対する大蔵大臣の監督権限と命令違反の場合の

解任権は廃止され、また政策委員会における大蔵省と経済企画庁の代表委員も廃止された。そして、「総裁、副総裁は両議員の同意を得て内閣が任命する(第23条)」、「総裁・副総裁および政策委員は心身の故障以外の理由で解任されない(第23条)」と改善された。

さらに、「通貨および金融の調節における自主性は尊重されなければならない(第3条)」と「業務運営における自主性は十分配慮されなければならない。(第5条)」との法令も追加された。

第3に、業務の透明性原則が新たに付け加わり、大きく改善されたことである。

旧日銀法では、定款にもとづいて設置され、総裁、副総裁、理事で構成された役員集会在事実上の重要決定をしており、政策委員会はそれを追認するだけであった。だから当時の政策委員会は、スリーピング・ボード(休眠委員会)だと皮肉を込めて呼ばれていたのである。

これが新日銀法では、役員集会在廃止され、政策委員会が名実ともに権限をもつことになった。そしてこの政策委員会の業務について透明性原則が定められた。それが、「通貨および金融の調節に関する意思決定の内容および過程を国民に明らかにし、国会で説明すること(第3条、第54条)」と、「政策委員会は議事の概要を速やかに、議事録を適当と認める期間後に、公表すること(第20条)」である。

第4に、旧日銀法にはなかった業務の管理原則(ガバナンス)が、新日銀法で新たに盛り込まれたことである。

その法令が、「業務および財産の公共性にかんがみ適正かつ効率的に業務を運営すること(第5条)」である。

「日銀の業務と財産の公共性」という重要原則が定められたのである。貨幣の公共財的性格はきわめて高度である。だからそれを発行し管理する日銀の業務と財務の公共財的性格もきわめて高くなる。このことを明瞭に規定したことは、重要な意義をもつのである。²⁶⁾

以上、戦後日本における財政と金融の分離規制の状況を大まかにみてきた。

これで、財政と金融の癒着合体を規制できたようにみえる。しかしこれは、戦時中に形成された癒着合体の見える部分だけを規制しようとしたものであり、

多くの不備・不具合を残した。だから財政と金融に空いた巨大穴（フィナンシャル・ビッグホール）は、見えないようであり、実はたくさんあったのである。

これからそれを、まずは財政面について、次に金融面について、指摘していくとしよう。

第3章 財政と金融の癒着合体における隠ぺい型の形成

財政法と財政制度における不備・不具合

財政法と財政制度における不備・不具合についてみてみよう。財政と金融の分離規制における、財政面の巨大穴（フィナンシャル・ビッグホール）である。

第1に、皮肉なことであるが、「予算均衡主義（公債不発行主義）」そのものが、不備・不具合だったことである。これは景気変動に対してきわめて脆弱なものであり、財政ルールとしての柔軟性と順守性を欠いていたからである。

財政金融論と日本公債研究についての先覚である鈴木武雄氏は、今から57年も前に、すでに次のように指摘していた。

「財政法上赤字公債を認めることにすれば、安易な財政運営を制御しえなくなるおそれはたしかにある。しかし、景気変動その他により財政の赤字は避けられない場合もありうるから、いかなる場合にも制度上赤字公債を認めないということは、かえって実質的には赤字公債発行と異ならないいろいろの脱法的財政措置を生み出し、むしろ弊害を伴うともいうことができる。また、反循環的（アンチ・サイクリカル）な補整的財政政策をわが国に導入するためには、制度上赤字公債の発行が可能になっていなければならない（この場合には、好況時における財政の黒字が無駄に費やされてしまわないような制度上の規制があわせて必要であることはいうまでもない）。」²⁷⁾

現実にも、日本においては、1973年の第1次石油危機を契機に経済が停滞し、租税収入の減少から、1975年に、一般会計の歳入赤字を埋めるための赤字公債を発行せざるを得なくなった。その法的扱いは、財政法第4条には手をつけず、それが想定していなかった事態に対する臨時的措置として扱い、特例公債とした。だから毎年度特別立法として国会の承認をうけるものとなり、2012年度に

は複数年度で承認をうけるようになった。こうして、一時的な例外措置として安易に導入されたものが恒常的な原則になってしまい、財政ルールなき無法地帯ができあがってしまったのである。

予算均衡主義の問題点については、財政法制度の専門家である田中秀明氏も、次のように指摘している。

「均衡予算ルールはわかりやすいルールであるが、名目的な財政収支は、景気変動対策による歳出増や減税を実施しなくても、景気循環により自動的に変動するため、コントロールすることは難しい。景気循環を考慮しない赤字ルールは、予算を効率的に管理することはできず、むしろ、安定性や信頼性を低下させかねない問題を内在している。」²⁸⁾

さらに最近では、IMFの最新研究であるスタッフ・ディスカッション・ノート『第2世代の財政ルール‘Second-Generation Fiscal rules’』(2018年4月)も、予算均衡主義が景気変動に対して脆弱であったことを、次のように指摘している。

「財政ルールは、第2次世界大戦後の先進国に導入された予算均衡主義のような単純性の傾向をもった。これらの単純ルールはあまり厳格ではなかったので、経済ショックに直面しては対策が付け加えられていった。想定外の状況に対応するための例外条項や景気循環に対応できるルールを整備することなどである。しかしこの柔軟性は順守性をあいまいにし、債務を歯止めするルールの能力を制限してしまった。…(中略:紀国)…このルールは、景気循環の後退時に、拘束があまり硬直的でない政策を検討するチャンスを提供するはずであったが、その発動も実行も難しいものとなった。加えて、世界金融危機以前には、順守を勧めたり監視するなどの方法は総じて未発展であった。」²⁹⁾

IMF (*Staff Discussion Note*)の主張を、わかりやすい一覧表にまとめたものが、第6表「IMF (*Staff Discussion Note*)『第2世代財政ルール』(2018年)の推奨する財政ルール」である。参考にしていただきたい。ここでは、「第1世代財政ルール‘first-generation fiscal rules’」を、「第2次大戦後に先進国で実施された財政ルール」と定義し、「第2世代財政ルール‘second-generation fiscal rules’」を、「世界金融危機以降にヨーロッパで実施され、世界に広がった財政ルール」と定義している。

第6表 IMF (Staff Discussion Note) 『第2世代財政ルール』(2018年)の
推奨する財政ルール

	第1世代財政ルール (第2次大戦後に先進国で実施された財政ルール)	第2世代財政ルール (世界金融危機以降にヨーロッパで実施され、世界に広がった財政ルール)	IMF (Staff Discussion Note) の推奨する財政ルール (第2世代財政ルールの改良案)
単純性 (Simplicity)	予算均衡主義	複雑性の拡大:多くの例外条項'escape clauses'の発生	複雑なルールではなく、中期財政目標のような単純な「債務膨張歯止め装置'debt anchor'」が必要
柔軟性 (Flexibility)	例外条項 'escape clauses'の存在	柔軟性の拡大:多くの例外条項'escape clauses'の発生	明確な例外条項と歳出規制ルール'expenditure rules'の強調
順守性 (Enforceability)	未発展	順守性の拡大:独立した財政監査機関の導入など	より有効な順守性ルール:財政ペナルティではなく、財政公約違反の政治家に評判不利益が生まれ、公約順守政治家に選挙上の利益が発生するようなルールの導入

出所)International Monetary Fund (IMF) ,"Second-Generation Fiscal rules:Balancing Simplicity, Flexibility, and Enforceability" IMF Staff Discussion Note, 2018, Aprilより紀国の訳にて作成。

IMFの推奨した財政ルールは、日本においてはすでに、2015年の日本財政学会のシンポジウムやそこで報告された田中秀明氏はじめ多くの方々提起されていたことである。田中秀明氏は、「日本版財政責任法」を提唱された。これは、ニュージーランド、イギリス、オーストラリアが導入して、世界的にイノベーションを起こしたと評価されている財政ルールである。政権発足時に財政ルール・目標を設定させ、定期的にその達成状況について報告書を作成させ、説明責任と透明性原則によって、順守性を高める方法である。³⁰⁾

第2に、ヨーロッパ諸国やアメリカを中心にして、予算均衡主義にかわる財政ルールの試行が続けられていったが、日本においてはこれに代わる有効で柔軟な財政制度を確立できなかったことである。³¹⁾

日本においても、1997年に、予算均衡主義に代わる財政法である「財政構

造改革法」が制定されたが、アジア通貨危機や日本国内の金融危機が発生して、1998年に凍結されてしまった。経済の急変に対応する弾力条項が整備されていなかったからである。

これ以降、日本の財政制度は、また財政ルールなき無法地帯になってしまった。これについて詳しく紹介する余裕はないので、田中秀明氏が試みられた2015年時点での財政制度の国際比較表をあげておきたい。第7表「予算・財政の透明性の国際比較（田中秀明氏による評価方法と採点：2015年時点）」を参照してもらいたい。表の左側の項目にある財政規律諸方策で採点すると、日本は最低の水準なのである。いかに日本が財政放任状態にあるかがよくわかる。³²⁾

第3に、財政法第7条において、政府短期証券について、日銀の直接引受けが認められていたことである。

財政法第7条は、次のように規定している。「国は、国庫金の出納上必要があるときは、財務省証券を発行し又は日本銀行から一時借入金をなすことができる。」この規定により、財務省証券については、財政法第5条の適用はなく、日銀による直接引き受けも可能であると解釈されたのである。

これは新日銀法に引き継がれ、「財政法第7条で認められた政府への無担保貸付と大蔵省証券その他融通証券の引き受けができる。(第34条)」という規定となった。この問題点については、新日銀法の不備・不具合の第6において検討する。

第4に、財政法第5条で公債の日銀引受けは禁止されていたが、これだけを禁止していたことが、重大な不備・不具合だったことである。

直接引受け、つまり公債の発行市場で日銀が直接買い入れることは禁止しているが、間接引受け、つまり流通市場での日銀による公債の買い入れについては言及していないことである。公債が発行され一時的に民間銀行が保有するが、すぐに中央銀行が流通市場で買い上げるなら、事実上の中央銀行引受けと変わらなくなる。政府が一時的に流通市場を迂回するだけで、日銀から資金を調達することが可能となるのである。

このことについても、鈴木武雄氏は、次のように指摘していた。

「所要の財源を国債発行によって調達することをやめることができないとすれば、国債の市価維持が政府にとって必要となる。そのためには、市場の資金

第7表 予算・財政の透明性の国際比較
 (田中秀明氏による評価方法と採点：2015年時点)

	USA	UK	NZ	AUS	CAN	GER	FRA	ITA	SWE	NET	JPN
1-1 経済予測・前提についての分析	○	○	○	○	○	△	○	△	○	○	△
1-2 中期財政フレーム	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△
1-3 財政ルール	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△
1-4 財政状況を示す包括的な指標	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△
1-5 予測と結果の比較検証	○	○	○	○	○	○	△	△	○	○	×
1-6 財政上のリスクの分析	○	○	○	○	△	×	○	×	○	○	×
1-7 成長率に関する感応度分析	○	○	○	○	○	×	○	×	○	○	△
1-8 財務諸表(発生主義)	○	○	○	○	○	×	○	○	○	×	△
2-1 業績評価情報	○	○	○	○	○	×	○	×	○	○	△
2-2 偶発債務	○	△	△	○	○	○	○	×	○	○	△
2-3 租税支出	○	△	na	○	○	△	○	×	○	○	○
2-4 疑似財政活動	○	△	na	×	×	△	×	×	○	△	○
2-5 新規施策の明確化・影響分析	○	○	○	○	△	×	○	○	△	○	×
3-1 成長率の前提を独立機関が検証	○	○	△	○	○	△	△	△	○	○	×
3-2 財務諸表を独立機関が監査	○	○	○	○	○	△	○	○	○	○	×
4-1 予算前報告	△	○	○	×	×	×	×	×	○	×	×
4-2 年央報告	○	×	○	○	○	×	○	○	△	○	×
4-3 決算報告(6ヶ月以内に提出)	○	△	○	○	○	△	○	○	△	○	○
4-4 選挙前報告	×	×	○	○	×	×	×	×	×	○	×
4-5 長期財政報告	○	○	○	○	×	○	○	○	○	△	×
合計点数(20点未満)	17.5	16	17.5	18	15	9	16	10.5	18	17	7

注)表の左側の項目(1~4)に掲げた資料を政府が国会に提出している場合は○(1点)、部分的に満たしている場合は△(0.5点)、作成していない場合は×(0点)である。略語で示した国名は、順に、アメリカ、イギリス、ニュージーランド、オーストラリア、カナダ、ドイツ、フランス、イタリア、スウェーデン、オランダ、日本である。これらの国を選ばれた理由は、G7をふくみ、経済危機や政権交代があった国、マーストリヒト条約(外圧)があった国などである。

出所)田中秀明「財政健全化と予算制度—法制度面からの検討—」日本財政学会編『財政健全化をめぐる法と制度』全国会計職員協会、2015年p.18における表2「予算・財政制度の国際比較」を田中秀明氏より許可を頂いて転載。これは同氏著の『財政規律と予算制度改革—なぜ日本は財政再建に失敗しているか—』日本評論社、2011年の表5.8を最新の情報を踏まえて訂正されたものである。

ポジションを緩慢にし、金利の低下をはかり、間接に国債の市価低落を阻止するか、あるいは日本銀行をして一定の価格で国債を無制限に買いオペさせ、直接に国債の価格維持をはかることが必要となる。いずれにしても、日本銀行の信用創造を大幅に利用しなければ、金融市場を圧迫し、国債の市中公募は困難となる。しかし、その場合には、国債の市中公募、市中消化は名目的となり、実質的には日銀信用の拡大による消化にほかならず、日銀引受け発行と異なるところはない。しかも、国債消化のためには日銀信用が利用され、日銀が国債消化のための手段と化する場合には、本来の中央銀行金融政策は、その機能を十分に果たすことができなくなる。たとえば、金融調節のために引締政策をとることが必要となった場合にも、日銀は公定歩合の引き上げ、売りオペレーションあるいは準備率引上げ等の金融政策を機動的かつ果敢に行なうことができない。金融政策が国債政策に従属し、金融が財政の侍女とならざるをえない。³³⁾

なお、この財政面の不備・不具合については、新日銀法の不備・不具合の第7において、再度、指摘したい。

鈴木武雄氏は、財政と金融に歯止め装置が必要であることを、次のように述べられている。

「公債不発行主義」を捨てる場合には、公債発行が安易な財政拡大手段として利用されないようないわゆる歯止めが必要である。…(中略：紀国)…財政当局、各省庁、政党(国会)等が財政節度を守るということに信頼をおくことができるならば、制度上の歯止め装置は不要であるが、現実はそうではない。歯止め装置としては、財政サイドと金融サイドに分けて、つぎのようなものが考えられる。³⁴⁾

以上のように検討してみると、財政面には四つの巨大穴(フィナンシャル・ビッグホール)があったということになる。

新日本銀行法と中央銀行制度における不備・不具合

新日本銀行法と中央銀行制度の不備・不具合について、検討してみよう。財政と金融の分離規制における、金融面の巨大穴(フィナンシャル・ビッグホール)である。

金融面の巨大穴をふさぐ必要性についても、すでに56年も前に、鈴木武雄氏は指摘していた。前述した財政面における歯止め装置に加えて、金融面における歯止め装置の必要性を、次のように提起していたのである。

「長短金利体系の是正、金利の自由化、公社債市場の育成が実現され、公債の市場公募発行の原則が貫かれるならば、公債の市価が一種の歯止めの指標の役割を果たすであろうが、それにもかかわらず制度的な歯止め装置はなお必要であろう。そういうものとしては、日本銀行の国債保有額を資産総額の一定割合以内とするというような規定を改正日銀法に設けるとか、日銀の国債オペレーションはもっぱら金融調節のために行うのであって、国庫の利益のために行ってはならないというような規定を設けることが考えられる。また中央銀行金融政策の中立性は‘公債の季節’のもとにおいてははいよいよ重要である。」³⁵⁾

そして次のように、日銀のあり方について、厳しく注文をつけられた。

「国債発行下の日本銀行にとって、何よりも必要なことは、中央銀行金融政策の責任者としての正しいビヘービヤーに徹するというでなければならぬ。それは、せつかく芽生えかけた金融正常化のためにも、また、国債政策の登場を健全財政および健全金融と両立せしめ、開放体制下の至上命令ともいべき安定成長を確保するためにも必要なのである。そのためには日本銀行のいわゆる‘中立性’の確立がいまままでに増していっそう必要であるといわなければならない。」³⁶⁾

第1に、業務目的のところにある、「物価の安定を図ることを通じて国民経済の健全な発展に資する。(第2条)」と定めた規定そのものが、大きな不備・不具合だったことである。

これが定められた経緯は、次のように説明されている。「金融政策の目的については、通貨の対内的価値（物価）の安定のほか対外的価値（為替）の安定も含まれるか、この両者が矛盾するような場合には、どちらを優先させるべきか、また、物価の安定と国の他の政策目標（雇用の安定等）とが矛盾する場合にはどちらを優先させるべきかといった問題があり得るが、今次日本銀行法改正では、日本銀行の金融政策は国内物価の安定を目標として運営されるべきであるとされた。」³⁷⁾

つまり貨幣の対外価値である為替の安定は、金融政策で対処できないので、それはずし、対内価値である国内物価の安定だけにしぼって、それを金融政策の目的としたというのである。

このようにして定められた「物価の安定」であるが、金融政策の目標としてそもそも無理なことを命じているのである。物価は、国内外にわたる実に様々な要因によって決定されるからである。

物価は、国内要因だけでなく、国際要因によっても大きく影響を受ける。経済のグローバル化（地球規模化）がすすむ現代では、ますますそのようになっている。原油価格の上昇や国際的部品供給（サプライチェーン）の動向は、物価を大きく変動させる。さらに、円高・円安という為替相場の変動は、輸出入依存度の高い日本経済では、物価の変動を左右する。日銀の操作可能外との理由で、貨幣の対外価値である「為替の安定」が金融政策の目標からはずされたとの経緯は前述したが、そうだとすれば「物価の安定」もはずさなければならなかったのである。

さらに物価は、国内要因でみても、それぞれの財貨についての需要と供給に影響するさまざまな「実需要因」によっても決まる。生鮮食料品の価格は、天候によって大きく左右される。

だから、金融政策（銀行券の発行量調節）だけで、アメ細工のように物価を自在にコントロールできるものではないのである。日銀が金融政策だけで、物価を数パーセント刻みで確実に安定させることなど、そもそも不可能なことである。せいぜい物価の上がり過ぎや下がり過ぎを抑制することぐらいしかできない。しかも貨幣がその特性として蓄蔵機能をもっているので、貨幣供給の引き締め政策は効果が高いが、貨幣を十分に供給してもあまり景気浮揚効果が無いという非対称性をもっている。

だから、「物価の安定を図ることを通じて」という規定は不具合であり、せいぜい「銀行券の発行量の調節を通じて」という手段としての意味しかなく、その手段によって、「国民経済の健全な発展に資する」とことと解釈すべきである。

また物価は、「実需要因」だけでなく、「貨幣的要因」によっても、つまり貨幣に対する不信（貨幣減価）によっても、名目的に上昇する。もし日銀が戦後のイ

インフレーションの反省から「物価安定」というなら、「貨幣に対する信頼の維持・向上を通じて、国民経済の健全な発展に資する」と記するべきであった。

ところが機械的で硬直的な貨幣数量説論者（リフレ派）は、これらの多様な物価要因をいっさい無視して、貨幣数量の増減が一義的に物価を決定し、それだけで物価を自由自在に完全コントロールできるというのである。だから彼らにとっては、この「物価安定」という規定は不具合ではなく、かれらの出番を促し、その理論を権威づけ、その主張を正当化するための口実として働くのである。

日銀政策委員会審議員であった木内登英氏は、手段であるべきものが目的化しているとして、次のように批判している。

「こうした見解に照らしてみると、2013年4月の2%の物価安定目標の導入、あるいは量的・質的金融緩和開始以降の金融政策運営は、物価上昇率を2%という、短期的には現実味が低い目標値に向けて物価上昇率を押し上げていくことが最終目的であるかのような、いわば物価目標至上主義に陥っていないかという疑念を筆者は強く感じている。」³⁸⁾

第2に、日銀総裁と副総裁そして政策委員会審議員の選任について、「両議院の同意を得て内閣が任命する。(第23条)」と定めた規定が、重大な不備・不具合だったことである。

国会の衆参両議院の同意を得ることが条件としてついているが、議会の多数派が内閣を組織する日本の議院内閣制では、この規定は意味をなさない。この規定によって、政府は自分に好都合な人物を自由に選任できるし、日銀を人間的な面から思うがままに支配下に置くことができるのである。

外資系証券会社の役員をつとめ証券アナリストとしても活躍された藤田勉氏は、次のように指摘している。

「日銀総裁をはじめとする政策委員会メンバーは政府が指名して、それを国会が承認するというプロセスをとる。…（中略：紀国）…しかし肝心の政府の人事案については、誰がどのようなプロセスで決定したかが定かでない。原則として公聴会が開催されることもなく、他の多くの人事案件と一緒にまとめて事務的に処理されている。筆者が知り合いの与党国会議員に選任の理由やプロセ

スを尋ねても、詳細に説明できる人に会ったことがない。基本的には、官房長官らを中心とする官邸が決めるようだ。」³⁹⁾

この不正常な状況を改善するには、総裁、副総裁および政策委員会審議員の選任については、国会に専門家も交えた超党派の「選任委員会」を設置し、その公開の場で、人柄や能力そして適正さを判断し、より適切な人物を選任するべきである。⁴⁰⁾

第3に、日銀総裁と副総裁そして政策委員会審議員の選任過程と選任理由を、国民の前で公開させる明確な規定がないことである。

したがって、藤田勉氏が指摘したように、まったくの暗闇で政府の思うとおりに、日銀の重要人事が決められていたのである。

1998年から2002年まで日銀政策委員会審議員を務められた中原伸之氏は、審議員の再任に関して、誰が再任を推薦したのか、どういう経緯だったのかが不透明であると指摘したうえ、次のように述べている。⁴¹⁾

「国民の中から、国民に評価されて選ばれるというのが新日銀法の政策委員のはずです。そうした確認は、信任の場合も、再任の場合も、全政策委員に必要です。金融政策についてどんな考え方を持った人なのかを、国会が国民にわかるかたちでチェックするのは、国民の義務でもあります。日本にも、FRBのバーナンキさんが議長就任までに議会で証言したような制度が必要なのです。」

2002年にアメリカの大手格付け会社日本国債の格付けを引き下げた際、財務省の財務官だった黒田東彦氏は、自分の名前で書簡を出し、「先進国の自国通貨建て国債のデフォルト（債務不履行）は考えられない」と反論した。このような政府の腰ぎんちゃくのような人物が、果たして日銀総裁にふさわしいのか、公開の場でもっと議論すべきであった。

第4に、総裁、副総裁および政策委員についての、明文での再任禁止規定がないことである。

誤った金融政策が実施に移されたときに、メンツや名誉心あるいは自己保身から地位に固執し、それを継続し続ける人物はかならず出てくる。これを防止するためにも、再任禁止規定は必要である。別の人物があらためて政策を吟味し、正しければ継続し、過っていれば正すことができる機会が、不可欠なので

ある。

第5に、政府が日銀の政策決定や業務運営に干渉できる多くの規定が、残っていたことである。

それは、「政府の経済政策と整合的になるよう政府と十分な意思疎通を図ること。(第4条)」, 「大蔵大臣または経済企画庁長官は、必要なときは政策委員会に参加し、意見を述べ、議案を提出し、議決事項の延期を求めることができる。(第19条)」, さらに「大蔵大臣は日本銀行または役員に法令違反又はその恐れがあると認めるときは是正措置を命ずることができる。(第56条)」などの規定である。

第6に、政府への貸付け規制が不十分であり、「政府への無担保貸付と大蔵省証券その他融通証券の引き受けができる。(第34条)」という規定によって、政府短期証券について日銀引受けが認められていたことである。これは前述したように、財政法第7条の規定を受けてのものである。

鈴木武雄氏は、「国債オペレーションを国庫の利益のために行ってはならないという規定を設けること」を提起していた。大蔵省証券とは、短期政府証券であつてもれっきとした政府国債であるので、それを日銀がそのまま引き受けて貸付けを行うのは、まさに国庫の利益のために行うことになる。

立脇和夫氏は、このことについて次のように批判している。

「FB（政府短期証券）の日本銀行引受けには、調達コストより大きな問題がある。それは、FBの日本銀行引受けがインフレーションにつながる危険性である。政府が戦費調達のため、戦前・戦中に発行した国債がほとんど日本銀行によって引き受けられ、これが終戦直後の激しいインフレを惹起したことは記憶に新しい。FBが借換えの継続によってすでに事実上の長期国債と化していることはすでに述べたが、インフレを繰り返さないための配慮が必要である。」⁴²⁾

藤田勉氏も、同様に、次のように批判している。

「日銀はまず、現在実施している国債引き受けを見直すことが望ましい。原則として、平時には日銀は国庫短期証券、借換債も含め、すべての国債引き受けを全面的に停止すべきである。世界をみても、現在の中央銀行がこれほどの巨額の国債引き受けを実施している国は、ほかに存在しない。要は、欧米の中央

銀行と同じく、短期国債もすべて市中消化にすればいい。…(中略:紀国)…〈長期国債はだめだが、短期国債だから引き受けてもいい〉という理由は存在しない。ドイツのハイパーインフレは、1923年のライヒスバンクの政府短期証券の引き受けが発端となった。]⁴³⁾

第7に、前述したように、財政法第5条において公債の日銀直接引き受けだけを禁止していたことが、重大な不備・不具合だったことである。この規定は財政と金融の癒着合体の、目にみえるところだけを規制しようとしており、大きな抜け穴となったのである。

公債の発行市場での日銀の直接的な買い入れは禁止しているが、間接的な引受けには言及していないのである。つまり公債が一時的に民間銀行に保有され、すぐに日銀が公債の流通市場から買い上げするなら、実質的に、日銀から資金調達したことと変わらないことになる。公債の流通市場での買い入れについても、一定の量的金額制限を講じるか、あるいは日銀の財務の健全性比率から制限するなど、なんらかの制限をする措置が必要だったのである。このような規定は、新日銀法にも財政法にもまったく存在していない。

前述したように、鈴木武雄氏は、日銀が国債の流通市場で無制限に国債を買い上げれば、「その場合には、国債の市中公募、市中消化は名目的となり、実質的には日銀信用の拡大による消化にほかならず、日銀引受け発行と異なるところはない」述べていた。

また、藤田勉氏も、次のように指摘している。

「一番の問題は、中央銀行による野放図な通貨供給にある。それは、中央銀行による国債引き受けでなくとも、中央銀行による市場での国債取得によっても発生し得る。要は、日銀の国債引き受け自体が問題なのではなく、中央銀行による野放図な通貨供給が問題なのだ。マネーの管理の点からは、〈中央銀行による国債引き受けは不適切だが、中央銀行による市場での国債取得であれば問題ない〉とはいえない。つまり、中央銀行が国債を発行市場で直接引き受けようが、流通市場で買い入れようが、取得手段の違いにすぎない。」⁴⁴⁾

第8に、業務の透明性について、「通貨および金融の調節に関する意思決定の内容および過程を国民に明らかにし、大蔵大臣を經由して国会に提出すること。

(第3条, 第54条)」と「政策委員会は議事の概要を速やかに、議事録を適当と認める期間後に、公表すること。(第20条)」と定めた規定は当然に必要なことであるが、この説明責任原則(アカンタビリティ)だけでいいのかという問題点が残る。

国民や国会に説明しなさいということだけでは、一方的な情報の垂れ流しになるだけであり、どのようにでも情報操作は可能だからである。実際に黒田日銀は、2016年9月に「総括的検証」をし、2021年3月に「金融政策の点検」を実施したが、それらは自己弁護と自画自賛に終始するだけであった。

説明責任原則(アカンタビリティ)を実りあるものにするためには、政策結果について、検証や政策監査を行う日銀とは独立した第三者機関「日銀政策検証委員会」が必要であり、これによる点検結果が公開されてこそ、業務の透明性が保証されるのである。たとえばFRB議長は議会の金融サービス委員会で詳しく率直に報告し、そこで厳しい検証を受けている。

第9に、どこに誰に対して、どのように、そしてどのような政策責任をもつのか、という政策責任原則(レスポンシビリティ)が、明らかになっていないことである。新日銀法の管理原則(ガバナンス)規定には、まったくそれが欠けていた。

新日銀法第5条には、「日銀の業務と財産の公共性にかんがみ」とあったが、この公共性は、そのように規定したら自然に湧き出てくるというものではない。それを保証する共同制御の仕組みを必要とする。それが政策責任原則(レスポンシビリティ)であり、これを確実なものにするための制度的仕組みである。

独立性が特権性になってはならないのである。中央銀行が政府から独立する必要があるとしても、その独立性は中央銀行の特権性や独占性を保証したものではない。国民および国民の代表である国会に対して政策責任(レスポンシビリティ)をもつべきである。

国会に超党派で専門家も交えた「日銀政策審査委員会」を設立し、これによる報告を国民に公開しその承認を受けることが望ましい。この委員会は、日銀の政策失敗が誰にも明らかになってくれば、その再検討を促したり、その失敗責任をとらせる提言を、国民に明らかにする権限をもつ。この国会に設置さ

れた委員会が、前述した「日銀政策検証委員会」を兼ねる場合も想定できる。

第10に、業務の管理原則（ガバナンス）について定めた規定が、抽象的であり、具体性に欠けた無内容なものだったことが、重大にして大きな不備・不具合であった。

驚くことにこの原則については、「適正かつ効率的に業務を運営すること。（第5条）」という抽象的なものしかないのである。これ以外に具体的に日銀の管理原則（ガバナンス）を定めた規定が見当たらない。「日銀の業務と財産の公共性にかんがみ」というなら、この公共性を保証させる具体的な規定が必要であった。貨幣という高度な公共財を管理するのであるから、貨幣を安心して使えることを保証し、その信頼を維持するためには、日銀の業務と財務が健全であることが必須である。これを具体的に定めた管理原則（ガバナンス）が不可欠なのである。

一般の銀行が、受け入れた預金を貸付けや金融資産購入などで運用して収益を得ているのとまったく同じように、日銀も日銀券を発行しそれを貸付や金融資産購入などで運用し、これによって得た収益で経営を成り立たせている。一般の銀行が不良資産をたくさん抱え、自己資本がなくなって債務超過に陥り、倒産するのと同じことは、日銀についても起こる。日銀の場合は、不良資産となる公債をたくさん抱え込むことで、発生する。

ただ違いは、一般の銀行では負債にあたる預金の安心性と安全性に疑問がついて流出する「取り付け」という現象が発生するのに対し、日銀では負債にあたる日銀券の安心性・安全性に対する信用がなくなり、それが減価して紙くずとなるという現象として発生する。ハイパー・インフレーションが起こるのである。歴史的にも、ハイパー・インフレーションを起こした中央銀行が解散させられ、新たに中央銀行と新貨幣を発行するなどのことは、繰り返して起こってきた。そのたびに国民経済と国民生活は大打撃をこうむり、とりわけ社会的・経済的弱者が最大のそして深刻な犠牲者になってきたのである。

鈴木武雄氏は、「日銀の国債保有額を資産総額の一定割合以内とする規定を新日本銀行法に盛り込むこと」を求めている。これは政府との資金取引を制限するとともに、公債減価によって日銀財務が悪化することを防止するための措置

でもあった。

前述したように多くの研究文献が、日銀が巨額の公債を抱え込んでしまったので、金融政策を正常化させる時点で（つまり「出口」において）、金利を引き上げることによって逆ぎやになり公債価格も下落し（長期金利が上昇し）、日銀が債務超過におちいるであろう危険性を警告している。しかしこれはなんとも奇妙な話である。日銀が通常スタイル（普通の金融政策）に戻ると、自分で自分を自爆させるというのである。なぜ自分が自爆するとわかっていてもそれを続けたのだろうか、また続けられたのだろうか、どうして今も続けているのだろうか。

その理由は単純明快である。それを事前に防ぐ歯止め措置がなかったからである。

一般の銀行には、大口融資規制があったり、迂回融資を禁じていたり、自己資本比率規制があったりして、財務の悪化を防ぎ、その健全性を保証する具体的規定が存在する。

それと同様に、日銀にとっても財務の健全性は重要であり、自己資本との関係で運営政策を規制したり、一定の自己資本比率を定めるなどの日銀財務の健全度を保証させる具体的な規定が必要だったのである。

さらに、旧日銀法にあった銀行券発行に対する担保保証の規定（第32条）が、新日銀法で廃止されたことも、きわめて重大なミスであった。

銀行券を発行するための担保が確実に安全であることによって、銀行券に対する信用（これからも安心して使えること）が成り立っている。この規定がなくなるということは、銀行券の安心・安全性に対する物的保証がなくなったということである。この規定を廃止した理由として、政府は政策委員会の政策がこれを担保しているからだとの説明をしたが、人的保証がもっとも信頼できないことは、世間や経営の世界では常識である。

立脇和夫氏は、このことについて次のように厳しく批判している。

「諸外国の例をみると、アメリカ、イギリス、スイスでは発行保証を規定している。アメリカでは各地区連邦準備銀行は連邦準備券（米ドル紙幣）の交付を申請する場合、連邦準備券と同額の担保を提出しなければならない。担保は約

束手形、送金手形、為替手形、金証券など元利金が完全に保証された債務証書であることが業務づけられている…(中略:紀国)…そもそも財産的裏付けをもたず、法的強制通用力のみを拠り所とする不換政府紙幣が国民の信頼を得ることができなかつたため、1882年(明治15年)に明治政府が日本銀行を設立し、日本銀行に兌換銀行券を発行させることとしたのである。したがって、発行保証規定の廃止は、不換政府紙幣への逆戻りであり、国民を欺くものではなからうか。^[45]

業務の管理原則(ガバナンス)の不備・不具合をさらに指摘するとすれば、日銀の経費と予算が、大蔵大臣の認可事項になっていたことである。日銀はいわば食い扶持の家計を政府に握られていたのである。「経費の予算を大蔵大臣に提出し認可を受ける。(第51条)」と「剰余金の百分の五を準備金として積み立て、大蔵大臣の認可でそれ以上の積み立てができる。(第53条)」などの規定である。

このことを、三木谷良一氏は、次のように指摘している。

「中央銀行の独立性確保のためには、人事、権限とともに経費予算の独立が必要である。このことは各国の中央銀行の歴史をみても明らかである。もちろん、中央銀行の経費はその貨幣発行益から支弁されるのであるから、なんらかの公的チェックは必要であるが、これは厳格な監査法人、あるいは何らかの公的会計監査機関と、決算の詳しい公表による国民の承認で十分であると考えられる。」^[46]

以上のように検討してみると、金融面には、10個もの巨大穴(フィナンシャル・ビッグホール)があったことになる。

世界の中央銀行制度の評価方法にみる不備・不具合

以上述べたような金融面における巨大穴(フィナンシャル・ビッグホール)は、日本だけではない。世界の中央銀行制度にも、存在している。世界でも、戦時中に形成された財政と金融の癒着合体の、見えるところだけを規制しようとしたからである。

そのすべてを検証する余裕は本論文にはないので、世界の中央銀行制度を比較検証した取組みを検討することで、その一端だけでもみていきたい。

これまで何度か世界の中央銀行制度を比較検証する試みが行われてきたが、

2014年のディンサーとアイケングリーンによる評価方法が、最新のものであり、もっとも包括的かつ先進的なものである。これは中央銀行制度の独立性と透明性の二つの基準を設定し、評価しようとしたものである。⁴⁷⁾

政府からの独立性についての評価方法を、一覧表にまとめたものが、第8表「中央銀行制度の独立性評価基準(ディンサーとアイケングリーンによる方法)」である。

ディンサーとアイケングリーンによる評価方法には、中央銀行の政府からの独立性について、もっとも包括的で先進的な規定が盛り込まれている。これで評価してみれば、日銀および日銀法制度の後進性は、さらに明瞭なものとなる。

たとえば、「1. 中央銀行の総裁について」をみると、①任期が大統領や首相より長くて満点、②政府による無条件解任でゼロ点、③兼務禁止・再任禁止で満点なのである。

同様に、「5. 政策委員会について」をみても、①任期が大統領や首相より長くて満点、②政治的理由や個人的理由で政府部門が解任できる場合に減点、③兼務禁止・再任禁止で満点である。また、④政策委員会に政府代表者が参加できない場合に満点、参加するが議決権なしで減点、議決権ありで参加できる場合はゼロ点である。

「2. 政策決定権限について」も、①中央銀行だけに権限あるなら満点、②政府と意見が対立したときも、中央銀行に最終決定権があることを法律に明記していれば満点、政府に無条件決定権ありでゼロ点である。さらに③中央銀行に予算承認権ありで満点、④為替政策について中央銀行だけに権限ありで満点である。

「4. 政府への貸付制限について」は、かなり細かく厳しい措置が盛り込まれている。

①無担保貸付禁止で満点、②担保付貸付禁止で満点、③満期・金利・金額などの貸付条件を中央銀行が決定できるときに満点、④貸付先範囲が対中央政府のみで満点、⑤貸付期間が6ヶ月以内で満点、法的な満期規制なしでゼロ点、⑥貸付金利が無利子ならゼロ点、⑦貸付制限方法については金額制限ありで満点、その次が中央銀行の要求払負債比率か自己資本比率規制であり、政府歳出比率規制の場合はゼロ点である。最後に、⑧発行市場‘primary markets’での政

第8表 中央銀行制度の独立性評価基準(ディンサーとアイケングリーンによる方法)

評価項目(点数配分割合)	点数評価の概要
1. 中央銀行の総裁について(0.10) a. 任期の長さ b. 選出方法 c. 解任方法 d. 他の公職との兼務 e. 再任	a. 大統領や首相より長くて満点、法律明記なしでゼロ点。 b. 中央銀行の政策委員会が選出で満点、次が議会選出、大臣や政府が選出する場合はゼロ点。 c. 解任規定なしで満点、政府による無条件解任でゼロ点。 d. 兼務禁止で満点、禁止ルール無しでゼロ点。 e. 再任禁止で満点、再任可能でゼロ点。
2. 政策決定権限について(0.15) a. 金融政策の決定権限 b. 政府と対立したときの解決方法 c. 政府の予算編成への関与 d. 為替政策への関与	a. 中央銀行だけに権限あるなら満点、無しでゼロ点。 b. 中央銀行の最終決定権を法律に明記してあれば満点、政府に無条件決定権があればゼロ点。 c. 中央銀行に予算承認権ありで満点、無しでゼロ点。 d. 中央銀行だけに権限ありで満点、無しでゼロ点。
3. 政策目的について(0.15)	物価安定が最大で主要な目的であることが綱領で明記され、政府と矛盾した場合でも中央銀行に決定権がある場合に満点。政策目的に物価安定がない場合がゼロ点。
4. 政府への貸付制限について a. 無担保貸付(0.15) b. 担保付貸付(0.10) c. 貸付条件:満期・金利・金額(0.10) d. 貸付先範囲(0.05) e. 貸付制限方法(0.025) f. 貸付期間(0.025) g. 貸付金利(0.025) h. 発行市場での政府証券の売買(0.025)	a. 禁止で満点、法的制限なしでゼロ点。 b. 禁止で満点、法的制限なしでゼロ点。 c. 中央銀行が決定で満点、政府部門が決定でゼロ点。 d. 対中央政府のみで満点、公的・私的部門含むでゼロ点。 e. 金額制限ありで満点、中央銀行の要求払負債比率か自己資本比率規制で減点、政府歳出比率規制の場合にゼロ点。 f. 6ヶ月以内で満点、法的な満期規制なしでゼロ点。 g. 最低貸付金利以上で満点、無利子ならゼロ点。 h. 禁止ならば満点、許されているならゼロ点。 細分点数なし。

<p>5. 政策委員会について (0.10)</p> <p>a. 任期の長さ</p> <p>b. 選出方法</p> <p>c. 解任方法</p> <p>d. 他の公職との兼務</p> <p>e. 再任</p> <p>f. 政府代表者の参加</p>	<p>a. 大統領や首相より長くて満点、法律明記なしでゼロ点。</p> <p>b. 政策委員会選出なら満点、次が議会選出、政府選出はゼロ点。</p> <p>c. 議会の同意と法律違反の二つで解任なら満点、政治的理由で 政府部門や政策委員会が解任する場合は減点。</p> <p>d. 兼務禁止で満点、禁止ルール無しでゼロ点。</p> <p>e. 再任禁止で満点、再任可能でゼロ点。</p> <p>f. 参加できない場合に満点、参加できる場合にゼロ点。</p>
---	--

出所)N.Nergiz Dincera and Barry Eichengreen, "Central Bank Transparency and Independence: Updates and New Measures", *International Journal of Central Banking*, March 2014, pp.245~249のTable18より紀国の訳にて作成。「評価方法の概要」は、「満点」は1.00点、「ゼロ点」は0.00点、「細分点数なし」は1点か0点のみ。それ以外は、0.25、0.33、0.50、0.67、0.75点などの点数が間に、それぞれについて細分されている。「減点」とはその間のいずれかの点数。

府証券の売買が禁止されているなら満点、許可されているならゼロ点である。

しかしここにも、巨大穴（フィナンシャル・ビッグホール）が潜んでいる。これらはすでに、新日銀法について指摘したことであるが、それを再確認しておく。

第1に、政策目的について、物価安定が主要な目的であることが明記されている場合に満点、政策目的に物価安定がない場合がゼロ点との評価方法である。これは、金融政策の権限が他の政府機関にではなく、もっぱら中央銀行にのみあることを求めたものであるが、そうであるなら物価安定としなくてもよいのである。

第2に、発行市場‘primary markets’での政府証券の売買が禁止ならば満点だが、許されているならゼロ点という評価方法である。日本の財政法と新日銀法について指摘したことであるが、発行市場での売買、つまり中央銀行引き受けで発行されることだけを禁止しているのである。

ただし、中央銀行の政府貸付けについて、無担保貸付と担保付貸付のいずれについても、禁止で満点、法的制限なしでゼロ点、さらに貸付制限方法についても、金額制限ありで満点、中央銀行の要求払負債比率か自己資本比率規制で

減点、政府歳出比率規制の場合にゼロ点という評価方法を提起しているの、この点は賛成できるものである。

第3に、総裁と政策委員会の選出方法について、いずれも中央銀行の政策委員会が選出する場合に満点、次が議会が選出する場合、最後に大臣や政府が選出する場合にゼロ点という評価方法をしていることである。

中央銀行が政府から独立する必要があるとしても、その独立性は特権性や独占性を保証したものではない。国民の代表機関である議会による選出を上位におくべきであった。

第4に、独立性基準だけで評価したから、やむを得ないかもしれないが、管理原則（ガバナンス）を検証・評価する規定がないことである。

ディンサーとアイケングリーンによる評価方法には、中央銀行業務の透明性についても、もっとも包括的で先進的な規定が盛り込まれている。これで評価してみても、日銀および日銀法制度の後進性は、いっそう明瞭なものとなる。とりわけ黒田日銀の傲慢な姿勢については、改善の余地が大きであろう。

これを一覧表にまとめたものが、第9表「中央銀行制度の透明性評価基準（ディンサーとアイケングリーンによる方法）」である。

「1. 政策目的の透明性」とは、政策諸目的を公開することである。

①金融政策の諸目的が、目標が重複している場合の優先順位も含め、公に表明されていれば満点、②主要な政策諸目的の数値化が行われていれば満点、③政府や他の金融当局との間で協議が必要であったりそのような制度的取り決めがある場合はゼロ点、中央銀行が制度的に独立していたり、そうでなくても政府に対して明瞭な拒否権が定められている場合に満点である。

「2. 経済情報の透明性」とは、金融政策の決定に用いた経済情報を公開することである。

①金融政策の遂行にかかわる基礎的経済データ（とりわけマネーサプライ、インフレーション、GDP、失業率、そして生産稼働率に関する五つの変数）が公開され入手可能であれば満点、②中央銀行が政策分析に用いた諸マクロ経済モデルを情報開示していれば満点、③中央銀行が彼自身のマクロ経済予想を定期的に公開していれば満点である。

第9表 中央銀行制度の透明性評価基準（ディンサーとアイケングリーンによる方法）

評価項目	点数評価の概要（評価点数）
<p>1. 政策目的の透明性</p> <p>これは政策諸目的を公開することであり、それには、目的が複数ある場合の優先順位、主要な政策諸目的の数値化、さらに公けの制度的取り決めの有無も含まれる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・金融政策の諸目的が、目標が重複している場合の優先順位も含め、公に表明されているか？ (0,0,5,1) ・主要な政策諸目的の数値化が行われているか？ (0,1) ・政府や他の金融当局の間で公けの協議が必要であったり、そのような制度的取り決めがありはしないか？ (0,0,5,1)
<p>2. 経済情報の透明性</p> <p>これは金融政策の決定に用いた経済情報についての透明性のことであり、それには、中央銀行が政策効果を予測し評価するために用いた経済指標、経済モデル、そして中央銀行が依拠した自身の予測（経済モデルと判断）が含まれる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・金融政策の遂行にかかわる基礎的経済データは公開され入手可能か？（とりわけマネーサプライ、インフレーション、GDP、失業率、そして生産稼働率に関する五つの変数）。(0,0,5,1) ・中央銀行が政策分析に用いた諸マクロ経済モデルは情報開示されているか？ (0,1) ・中央銀行は彼自身のマクロ経済予想を定期的に公開しているか？ (0,0,5,1)。
<p>3. 政策決定手続きの透明性</p> <p>これは金融政策の決定が行われる手続きについての透明性のことである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・中央銀行はその金融政策の枠組みを表す明瞭な政策基準や戦略を提供しているか？ (0,1) ・中央銀行は政策審議についての包括的な報告書（あるいは中央銀行家による説明）を適切な経過時間内で提供しているか？ (0,1) ・中央銀行は、その主要な操作手段と目標について、それぞれの決定がどのようにしてまとまったのかについて、情報開示しているか？ (0,0,5,1)
<p>4. 政策決定の透明性</p> <p>これは政策決定の内容を迅速に情報開示することであり、それには、決定の説明とともに、将来起こり得る政策変更とその可能性について明瞭に示すことが含まれる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・主要な操作手段と目標を調整するとの決定は迅速に公表されているか？ (0,1) ・中央銀行は政策決定を公表するとき説明しているか？ (0,0,5,1) ・中央銀行は、毎回の政策決定会議の後に、その政策変更の可能性または将来の政策の可能性について、明瞭に情報開示しているか（すくなくとも四半期ごとに）？ (0,1)

5. 政策実施の透明性

これは政策活動の実施状況についての透明性のことであり、それには、目標達成の失敗についての議論と、政策効果を妨げた(予期せぬ)マクロ経済要因についての議論が含まれ、さらに金融政策がマクロ経済に与えた効果についての評価も含まれる。

- ・ 主要政策目標がどの程度まで達成できているかについて、定期的に評価しているか? (0,0,5,1)
- ・ 政策効果を妨げた(予期せぬ)マクロ経済要因について、定期的に情報提供しているか? (0,0,5,1)
- ・ 政策がマクロ経済目標にどのような効果を与えたのかについて、定期的に評価し、情報提供しているか? (0,1)

出所)N.Nergiz Dincera and Barry Eichengreen, "Central Bank Transparency and Independence: Updates and New Measures", *International Journal of Central Banking*, March 2014, pp.234~240のAppendix 1より紀国の訳にて作成。

「3. 政策決定手続きの透明性」とは、金融政策の決定が行われる手続きについて情報開示することである。

①中央銀行がその金融政策の枠組みを表す明瞭な政策基準や戦略を提供していれば満点、②中央銀行が政策審議についての包括的な報告書(あるいは中央銀行家による説明)を適切な経過時間内で提供していれば満点、③中央銀行が、その主要な操作手段と目標について、それぞれの決定がどのようにしてまともになったのかについて、情報開示していれば満点である。

「4. 政策決定の透明性」とは、政策決定の内容を迅速に情報開示することである。

①主要な操作手段と目標を調整するとの決定が迅速に公表されていれば満点、②中央銀行が政策決定を公表するとき説明していれば満点、③中央銀行、毎回の政策決定会議の後に、その政策変更の可能性または将来の政策の可能性について、明瞭に情報開示していれば(すくなくとも四半期ごとに)満点である。

「5. 政策実施の透明性」とは、政策活動の実施状況についての透明性のことである。

①主要政策目標がどの程度まで達成できているかについて、定期的に評価していれば満点、②政策効果を妨げた(予期せぬ)マクロ経済要因について、定期的に情報提供していれば満点、③金融政策がマクロ経済目標にどのような効果を与えたのかについて定期的に評価し、情報提供していれば満点である。

しかしここにも、巨大穴(フィナンシャル・ビッグホール)が潜んでいる。す

でに新日銀法について指摘したことであるが、再確認しておこう。

第1に、説明責任原則（アカンタビリティ）だけでいいのか、という根本的な不備・不具合があることである。

第2に、「目標達成の失敗についての議論」を中央銀行に自主的に公表させるべきという規定があるが、政策結果の検証や監査機構をする第三者機関がなければ、日銀のように自己弁護をくり返すだけのことになる。

第3に、誰に対して、どのように責任を果たすのか、という政策責任原則（レスポンシビリティ）が欠けていることである。

ディンサーとアイケングリーンは、120カ国の中央銀行について、1998年から2010年までの期間について、独立性と透明性を評価した採点結果を公表している。しかし、それぞれの国のそれぞれの項目をどのように採点したかの詳細な数値は公表されていない。しかもこの評価はそれぞれの中央銀行がWebサイトで公開している法制度を材料にしたものなので、信頼性には問題もある。⁴⁸⁾

貨幣数量説を利用した財政と金融の癒着合体（隠ぺい型）の成功

戦後に、財政と金融の分離規制は確かに実施された。しかしそれらは十分に完全なものではなく、これまで明らかにしたように、財政と金融のいずれについても、多くの巨大穴（フィナンシャル・ビッグホール）があった。これらを利用すれば、財政と金融の癒着合体は、いとも簡単に、しかも合法的に、それとはわからないようにして、作りあげることができるのである。

日銀批判と大規模金融緩和を政権公約にかかげ、2012年12月の衆議院選挙に勝利して政権に返り咲いた安倍晋三氏（第2次安倍政権）は、まず最初に、日銀法を改正するぞと日銀に露骨な脅しをかけて、当時の白川方明日銀総裁を辞任に追い込んだ。この行動自体が、財政と金融の分離規制に違反することであった。マスコミも新聞各紙もこの異常な行動を厳しく批判しなかった。

そして次に安倍政権は、2013年3月に、政府の忠実な召使いである黒田東彦氏を総裁に、貨幣数量説論者（リフレ派）の大親分である岩田規久男氏を副総裁として、日銀に送り込んだ。さらに政策委員会審議員にも貨幣数量説論者（リフレ派）を送りこんでいった。2018年4月の黒田日銀総裁の再任も簡単であった。

そして副総裁には、貨幣数量説論者（リフレ派）の若田部昌澄氏を起用した。⁴⁹⁾

これらは、新日銀法の選任規定にしたがえば、やすやすと合法的に実施できるものであった。またかれらがこれらの任務に適切な人物であるかの説明やなぜ彼らを選任したかの理由と過程についての説明はまったくなかった。新日銀法には、そのように定めた規定がなかったからである。すべて暗闇のなかで、国民になんの説明もなく行われた。

こうして安倍政権は、日銀を自分の思うがままに動いてくれる人物で固めて、その支配下に置いた。これらは、日銀の政府からの独立性を掲げた新日銀法の下で、なんの支障もなくなんの抵抗もなく実行できた。マスコミもこの異常性をまったく批判することなく、誰が選ばれるのかを興味深く報道するだけであった。

そして日銀に、貨幣数量説にもとづき、2%の物価上昇を目標に、流通市場で公債を大規模に買い上げる量的金融緩和政策を実施させた。

新日銀法の業務目的には、「物価の安定を図ることを通じて、国民経済の健全な発展に資する」とあった。しかし日銀が金融政策だけで、物価を数パーセント刻みで確実に安定させることなど、そもそも不可能なことである。せいぜい物価の上がり過ぎや下がり過ぎを抑制することぐらいしかできない。しかも貨幣には蓄蔵機能があるので、物価に対するブレーキ効果が高くても、アクセル効果は低くなる。だからこの規定は、おおいに不具合であって、「銀行券の発行量の調節を通じて」ぐらいの、金融政策の手段を示したに過ぎない。

しかし物価安定は、貨幣数量説論者（リフレ派）にとっては絶好の、錦の御旗となった。彼らは、貨幣数量の増減で物価を完全にコントロールできると、教義のごとくに信じ込んでいる。だから自分たちなら物価安定できるとその教義を政権に取り立ててもらい、金融権力を握り、それを実践できる好機会を得ることができるからである。

安倍政権にとっても都合なものであった。貨幣数量説論者（リフレ派）のいう通りにさせておけば、それで自動的に財政ファイナンが実現できるし、公債の大規模買い上げは金融政策として実施するものであって、決して財政ファイナンではないと主張できる「隠れみの」に使えたからである。

日銀が公債を流通市場で大規模に買い上げることは、事実上の日銀引受けと変わらないものである。しかしこれを明文で禁止する規定は、財政法にも新日銀法にもなかった。これらは、公債の発行市場での買い上げである直接引受けだけを、禁止していたのである。また、日銀の公債保有額を一定額に規制する歯止め装置は、財政法にも新日銀法にもなかった。

このようにして、政府は安心して大量の公債を発行することができた。すべて日銀が買い上げてくれるからである。安倍政権は、日銀という打ち出の小槌（カネのなる木）を手に入れたのである。

安倍政権は、野党時代の自民党が2010年10月に提案した「財政健全化法案」を具体化することはなかった。財政法や財政制度の改革にも乗り出さなかった。プライマリーバランス（基礎的財政収支）の改善を進めますと閣議決定するだけで、具体的な財政再建措置はいっさい取らなかった。そして不祥事（スキャンダル）を何度も起こしては、支持率回復のため、国民の人気取りのカネのかかる政策を次から次へと実行し、政権の浮揚を図った。これらを可能にしたのが、日銀の公債買い上げ政策だったのである。膨大な借金は、政権の火消しに使われた。⁵⁰⁾

黒田日銀の掲げた2%の物価上昇目標は、9年近く経過しても達成できなかった。最初に2年ほどで実現できるといいながら、結局は達成時期をずるずると6回も先送りした。明らかな政策的な失敗だったのである。しかし黒田日銀総裁はなんの責任もとらず再任された。新日銀法には、再任禁止規定がなく、政策検証を客観的に実施させる仕組みもなかった。いわば失敗しようがマクロ経済に深刻な弊害や副作用を起こそうが、日銀のやりたい放題で継続されたのである。

さらに明らかに政策失敗であったときに、それを中止させたり責任をとらせたりする仕組みや歯止め装置は新日銀法にはなかった。会社が経営失敗すれば、株主や消費者さらに社会に対して、トップがその責任をとって辞任するのが、社会の当然の仕組みである。政治家だって選挙で落選するし、政権も野に下ることがある。ところが日銀総裁には、その仕組みはまったくなかった。

日銀が莫大な公債を買い込み、財務面から不健全になり、経営が危なくなってきたとしても、それをやめさせる規定や歯止め装置は、新日銀法にはなかった。一

般の銀行は返済不能になる不良資産をたくさんかかえ、明らかに潰れるとわかってくれば、銀行はその行動を見直す作用が働く。しかし不可解なことに日銀には、そのような仕組みはなかった。もちろん日銀も倒産するのであるが、それは国民全体を道連れにしての無理心中（ハイパー・インフレーション）となる。

このようにして、財政と金融の癒着合体は、いつのまにか、そうとは知らない内に、なんの抵抗もなく合法的に形成され、だんだんと巨大なものに成長していったのである。

1936年2月26日、陸軍青年将校による高橋是清蔵相の殺害事件、いわゆる2.26事件の軍事クーデターが起こった。高橋蔵相は初めて赤字公債を日銀引受けて発行し、財政拡大による景気浮揚策を実施した。しかしそれは、1929年の世界大恐慌が引き起こした日本経済の苦境に対処する非常対策として採用されたものである。これ以降、経済が安定し始めると、高橋蔵相は財政再建と財政縮小に向けて舵をきった。ところが軍事費削減に反対した陸軍青年将校が無謀にも、軍事クーデターを起こして高橋蔵相を殺害した。これ以降日本は、財政膨張と軍事膨張そして太平洋戦争と突き進み、幾多の国民の命を犠牲にしてしまった。そして戦後にはハイパー・インフレーションの貨幣破産と財政破産を引き起こしたのである。軍事クーデターが、財政と金融の破産に向けての引き金となった。

これと同様に、安倍晋三氏が財政と金融の破産に向けての引き金をひいたので、軍事ではないがそれに匹敵するとして、わたしは「安倍クーデター」と名づけることにした。

安倍クーデターは大成功したのである。しかし目標として掲げた2%の物価上昇は、国民や国民の家計にとっては痛手のはずである。今ではガソリンや食料品の0.1~0.5%ほどの値上げでも、国民は悲鳴をあげている。それなのになぜ、安倍クーデターがこれほどまでに、容易に成功したのか、これは今後、さらに検討を深めなければならない課題であるが、次のようなことが考えられる。

- ①民主党政権に対する失望感があって、新政権に対する期待感が高まったこと。
- ②政権交代期でチェックが手薄になってしまったこと。
- ③長期不況が長引いていたので、それから抜け出せるとの期待感が大きかつ

たこと。

- ④貨幣数量説の亡霊化作用がはたらいたこと。貨幣数量を増大させれば救われそうな雰囲気が生まれたこと。
- ⑤リーマンショック，東日本大震災，福島原発事故と，100年に一度あるかないかの重大な出来事が続発し，将来に悲観的・絶望的な雰囲気があったこと。「アベノミクス」は，「闇夜に提灯」のごとく映ったかもしれないこと。
- ⑥アメリカの連邦準備銀行理事会（FRB）と欧州中央銀行（ECB）も，大規模金融緩和政策を採用しており，安倍政権がこれに便乗したこと。ただしFRBとECBは，日本とは事情は違い，あくまでリーマンショックに対応するための非常手段としての位置づけであった。すでに2017年にFRB，そしてECBも買上げ資産の縮小（テーパリング）に動いている。これはその後のコロナ禍によって一時中断したが，FRBは，2022年中に政策金利を3回引き上げ，2022年3月の量的金融緩和政策の前倒し終了を予告している。

おわりに

本論文では，アベノミクス国家破産の金融・財政面の解明を試みた。第1章において，その基本構図として，第1ステップが「財政と金融の癒着合体（隠ぺい型）の形成」，第2ステップが「歯止めなき無責任金融と無責任財政の連動膨脹」，第3ステップが「貨幣破産と財政破産の連動発生」という，三つのステップ（段階）を明らかにし，そのそれぞれの内容を詳しく検討してみた。また現時点が第2ステップにあることも明らかにした。第2章では，財政と金融の関係には，完全統合，分離独立，癒着合体（公然型と隠ぺい型），協力独立があること，そして癒着合体の公然型に対して戦後日本において実施された分離規則の状況を明らかにしてみた。第3章においては，アベノミクス国家破産の第1ステップである財政と金融の癒着合体（隠ぺい型）が，どのようにして形成されたのかを，その制度要因から明らかにしてみた。戦後に実施された財政と金融の分離規制には，巨大穴（フィナンシャル・ビッグホール）がたくさんあったのである。

なお本論文はほんの序論であり，多くの課題と論点を残している。これらの

解明は、これからの各論ですすめたい。

注)

1)「アベノミクス」に関する文献資料は、この整理のための書誌をかかなくてはならないほど、膨大にある。しかしコロナ禍によって、わたしの研究資料の調査と収集は不十分なままである。京都大学図書館の中央館は、コロナ感染増加のため、2020年5月から、学外者（卒業生含む）の利用が閉鎖されてしまった。2021年6月になってようやく学外者（卒業生）に利用が開放されたが、それもコロナ感染拡大にともない一時中止となった。そして10月1日から、制限付きながら利用再開となった。ただし経済図書館は依然として、学外者（卒業生含む）の利用は閉鎖されていた。このため京都大学大学院教授の諸富徹氏にお願いして、特別利用許可の便宜を図ってもらい、2021年11月から利用可能となった。この場をかりて諸富教授にお礼を申し上げたい。なお京都府立図書館と京都市市民図書館にも多くの資料が所蔵されていて利用させて頂き、お礼を申し上げたい。

また今回の論文についても、本稿の掲載を快く引き受けて頂いた高知大学経済学会に、心から感謝申し上げます。

2)本論文も、紀国正典「ジョン・ローの国家破産・金融破産論」高知大学経済学会『高知論叢』115号、2018年10月、紀国正典「ジェイムズ・ステュアートの国家破産・金融破産論」高知大学経済学会『高知論叢』116号、2019年3月、紀国正典「国家破産・金融破産および国際破産の歴史」高知大学経済学会『高知論叢』117号、2019年10月、紀国正典「気候変動破産—人類を救えるか：TCFD最終報告書—」高知大学経済学会『高知論叢』118号、2020年3月、紀国正典「アダム・スミスの国家破産論—国家破産なき学問体系と学問方法の解明—」高知大学経済学会『高知論叢』119号、2020年10月、紀国正典「貨幣数量説と貨幣減価の謎(1)—アダム・スミスの残した課題—」高知大学経済学会『高知論叢』120号、2021年3月、紀国正典「貨幣数量説と貨幣減価の謎(2・完)—アダム・スミスの残した課題—」高知大学経済学会『高知論叢』121号、2021年10月と続く、筆者による国家破産論研究の続編である。これらの論文は、金融の公共性研究所サイト (<http://finance-public.org>)の「国家破産とインフレーション研究会」ページからダウンロード可能である。なお、これらの論文を基にして、『世界経済評論』誌の公開コラムサイト「世界経済評論IMPACT」(<http://www.world-economic-review.jp/impact>)に、いくつかのコラムを執筆した。ご関心がある方は、参照していただきたい。

わたしが国家破産論研究に踏み出した動機とその下地となったことは、わたしの研究者人生をふりかえてみると、次の四つある。

一つは、拙著『金融の公共性と金融ユニバーサルデザイン』ナカニシヤ出版、2012年の反省とそれを改訂（補訂）してみたいという動機である。

拙著において、人間は、金融、財政、環境であれ公共財を持続的に管理・制御できるとあろうと楽観的に展望し、それを可能にする方策を提起してみた。しかしこれ以降、とりわけ気候変動に対する人間のとり組みをみるにつけ、かなり悲観的な方向に変化し、

この考えは間違っているのではないかと思うようになった。願望は願望として、これからの指針としての意味は大きいとしても、頭で理想を思い浮かべただけのことであり、実際の現実や事実ではない。公共財の崩壊という現実や事実を冷徹にふまえてこそ、学問は科学となる。そう考えて、公共財の崩壊もあり得るし、現実にも何度も発生したことであり、その経験もふりかえり、研究を進めようとしたのである。

二つめは、わたしが京都大学大学院経済学研究科の大学院生であったとき、当時指導教授であった池上惇先生(京都大学名誉教授)による1979年度の大学院ゼミのテーマが、「国家破産論」だったことである。

このゼミでは、マネスの『国家破産論』のドイツ語原書を大学院生で分担して翻訳し、それを報告しては議論していた。かなり負担の大きいゼミだったとの記憶がある。このときの青焼きのレジュメがまだ手元に残されている。当時まだコピー機などなく、感光紙をヨード液で発色させた臭いレジュメである。何度か引越しするたび所蔵資料を処分してきたが、このレジュメは変色しつつも手元に残った。このゼミでの研究成果は、島恭彦代表・財政学研究会編『財政学研究』第2号、1979年6月、『財政学研究』第3号「特集：財政危機と国家破産(1)」1980年3月、『財政学研究』第4号「特集：財政危機と国家破産(2)」1980年10月、などに残されている。ただしここでの「国家破産」は、伝統的な使い方である「財政破産」の意味であった。

このような学習の素地があったからだろうと思うが、公共財の崩壊とは、すなわち「国家破産」であると、すぐに思い当たった。そして、「破産」とは「持続的な管理や制御からの失敗」であると定義し、「公共財の持続的な管理や制御からの失敗」のうち、国家的規模のものを「国家破産」、国境をこえて広がったものを「国際破産」と定義し直して、これをさらに広い概念と方法論で突き詰めてみようと考えたのである。国家破産論をご指導いただいた池上惇先生には感謝している。

三つめは、故島恭彦先生(京都大学名誉教授)がつぶやいた一言であり、それがずっと脳裏に引っかかっていたことである。それは、「僕は、インフレーションとは公信用機能の麻痺だと、思うのだけどなあ〜」という言葉である。

当時、池上先生の大学院の授業と隔週で、島恭彦先生の主催する「財政学研究会」が開かれていた。これは京都大学ではなく、そこを少し西側に出たところの楽友会館で開催されていた。研究会の後は、そこから近くの思文閣の1階にあった喫茶店に寄って談笑するのが日課だった。そこでであるとき、先生がいつもの柔和な笑みを浮かべながら独特の低い声で話されたのが、上記の言葉である。45年も前のことだが、この言葉がずっとわたしの記憶に刻まれ、なにかの折りにくりかえし浮かんできた。今でもその時の情景を鮮明に思い出すことができる。当時先生は、『インフレーション』という本を出版されたときであり、わたしも読んでいた。国家破産論研究に踏み出してようやく、この言葉のもつ深い意味と重みを再認識することになった。ずっと心に引っかかっていたのは、今思えば、財政と金融を統合して考えなさい、という島先生の教えだったのではないかと感じている。

四つめは、わたしが京都大学大学院経済学研究科において、財政と金融(国際金融)

の両ゼミに変則的に属していたことである。

わたしは金融(国際金融)に関心をもちつつも、国際経済や国際金融研究に伝統のある故小野一郎先生や本山美彦先生にご指導をお願いするのは恐れ多いと気後れし、幅広い研究テーマの院生が集まる池上ゼミに所属することにした。このような事情で財政のゼミに属しながら、大学院の研究室は国際金融論関係の院生が集まる第3研究室で、奥田宏司氏、向壽一氏、中尾茂氏と机を並べることになってしまったのである。

このような宙ぶらりんな状況で、両分野の先生方には申し訳ない気持ちで、当時は心苦しかった。しかしこのことによって、財政と金融(国際金融)の両分野に視野や課題意識を広げることができるようになって、それでよかったのだと考えている。鳥先生の著書『インフレーション』についての評価も、小野一郎先生から直に聞くこともできた。

今では、財政と金融(国際金融)研究の伝統ある両教室で学べた好機会を生かすことが、わたしに与えられた社会的使命であり、天命あるいは天恵だとの思いを強くしている。

3) IMFblog ニュース (2021年12月15日)

(<https://www.imf.org/ja/News/Articles/2021/12/15/blog-global-debt-reaches-a-record-226-trillion>)

4) IMF 世界債務データベース (https://www.imf.org/external/datamapper/CG_DEBT_GDP)より紀国作成。なおここでとりあげた国は、本論文の第7表「予算・財政の透明性の国際比較」(田中秀明氏作成)がとりあげた国と同じものを選んだ。そのようにして公的債務の大きさと財政ルールとの関係のみるためである。

5) 財務省データ (<http://www.mof.go.jp/igbs/reference/gbb/2021112.html>)。

6) 日本銀行営業毎旬報告 (<https://www.boj.or.jp/statistics>)より紀国作成。2020年末のデータにしたのは、日銀が2021年から公債買上げ額の縮小(2021年末で14.4兆円減)を始めたからである。ちまたには「正常化開始」という憶測もおきた。しかし黒田日銀は、これについてもいっさい説明がない。

7) 貨幣数量説の誤りについて、経済学の創始者であるアダム・スミスとジェームズ・ステュアートの見解を整理したものが、次の拙稿である。紀国正典「貨幣数量説と貨幣減価の謎(1)―アダム・スミスの残した課題―」高知大学経済学会『高知論叢』120号、2021年3月、紀国正典「貨幣数量説と貨幣減価の謎(2・完)―アダム・スミスの残した課題―」高知大学経済学会『高知論叢』121号、2021年10月。この論文は、金融の公共性研究所サイト(<http://finance-public.org>)からダウンロードできる。

8) 紀国正典「国家破産・金融破産および国際破産の歴史」高知大学経済学会『高知論叢』第117号、2019年10月pp.3~17。この論文は、金融の公共性研究所サイト(<http://finance-public.org>)からダウンロードできる。

9) ハイパー・インフレーション(超物価上昇)をどう定義するかについて、まだ定説はない。ラインハート&ロゴフは、「物価が年率500%を超えるもの」と定義し、フィリップ・ケガンは、「年率600%をこえるもの」としている。紀国正典「国家破産・金融破産および国際破産の歴史」高知大学経済学会『高知論叢』第117号、2019年10月pp.38~47。

10) 財政破産についても、ラインハート&ロゴフの実証研究をまとめたものが、紀国正典

「国家破産・金融破産および国際破産の歴史」高知大学経済学会『高知論叢』第117号、2019年10月pp.22~38である。

- 11) 紀国正典「貨幣数量説と貨幣減価の謎 (2・完)—アダム・スミスの残した課題—」高知大学経済学会『高知論叢』121号、2021年10月、p.50における財政と金融の癒着合体の定義文章の一部を、「財政と金融が独立し、それぞれの職務を自律的に遂行することによって」と改訂した。当初、独立性に自律性をふくめて想定していたが、独立性が自律性をともなうとは限らないからである。政府から独立していても自己管理能力が低下する場合もあるし、独立性がかえって自律性を喪失させることもある。また自己管理能力がない独立性は特権性になるだけで、独立性を喪失させてしまうのである。これに加えて定義には、癒着合体による結末も補充して、訂正した。
- 12) 貨幣経済下では、財政と金融は、貨幣の支払いと受取りそして貨幣の貸借を通じて、すべてがつながっている。つまりある人の支払不能の損失(出火)は他の人の損失(延焼)となって伝染していく。この延焼を防止するために、金融機関には自己資本比率規制のような防火と延焼防止装置が設けられた。このような規制を、アダム・スミスは「防火壁」に例えた。明暦の大火で焼け野原になった江戸では、江戸幕府は延焼を防ぐ「広小路」を設置した。秋田の角館には今でも「火除け地」が残っている。沖縄の竹富島には、台所と母屋とを別棟にして建てる風習が今もある。これらは、延焼を防ぐための人類の知恵であった。財政と金融の分離規制は、最大の防火・延焼防止装置だったのである。
- 13) 藤井聡氏は、安倍政権の内閣補佐官(プレーン)だった。わたしは現代貨幣理論(MMT)も怪しげなインチキ理論だと考えているが、一応、文献を紹介しておこう。ステファニー・ケルトン『財政赤字の神話: MMTと国民のための経済学の誕生』早川書房、2020年、藤井聡『MMTによる令和「新」経済論: 現代貨幣理論の真実』晶文社、2019年。日本の財務省がこの理論をまともなものと考えてなくて、相手にしていないことだけは幸いである。しかし自民党の高市早苗自民党政調会長、政調会長代理の西田昌司議員などが、現代貨幣理論(MMT)をさかんに利用して宣伝している。また安倍晋三氏も「自国通貨建て公債なら財政破産はありえない」と述べて、自分のまいた放任財政の弁護にこの現代貨幣理論(MMT)を使っている。
- 14) 矢野康治「財政次官、モノ申す—このままでは国家財政は破綻する」『文芸春秋』文芸春秋社、2020年11月号。なおこの内容は、彼の著書、矢野康治『決断! 待たなしの日本財政危機—平成の子どもたちの未来のために』東信堂、2005年が基本になっている。
- 15) 日銀が債務超過におちいるシナリオを検証した研究成果に、次のものがある。木内登英『異次元緩和の真実』日本経済新聞社、2017年、高田創『シナリオ分析 異次元緩和と脱出』日本経済新聞社、2017年、藤巻健史『迫り来る日本経済の崩壊』幻冬舎、2014年、藤巻健史『国家は破たんする—「日本は例外」にはならない!』幻冬舎、2016年、藤巻健史『日本・破綻寸前—自分のお金はこうして守れ』幻冬舎、2020年、河村小百合『中央銀行は持ちこたえられるか—忍び寄る「経済敗戦」の足音』集英社、2016年、河村小百合『中央銀行の危険な賭け』朝陽会刊、2020年。

河村小百合氏は、日銀が短期金利を1.2%に引き上げるだけで、約1%ポイント逆ざや

になり、この「逆ぎや」によって毎年度5兆円の損失を被ると試算している。2年もすれば自己資本金10兆円は吹き飛び、債務超過におちいるのである。

- 16) 大内兵衛「インフレーション時代のドイツ」『学ぶにしかず』大内兵衛著作集第12巻、岩波書店、1975年、pp.195~201。
- 17) 日本財政学会編『アベノミクスと税財政改革』財政研究第12巻、有斐閣、2016年。
- 18) これまで日本において、財政と金融の統合研究である「財政金融論」の試みはあった。これには、財政に足場を置いて金融に接近する方法、それとは反対に金融に足場をおいて財政に接近する方法、そして両分野の接点（いわゆる「国境地帯」）である公債から接近する方法があり、研究者は少ないとしても、いずれもこれまでに優れた研究実績を残している。

財政に足場を置いて金融に接近する方法を提起され、それを実践されたのが大内兵衛氏である。大内兵衛氏は、日本における財政学の研究史において、財政を金融と関係づけて考察する方法を一貫して追究された先覚である。それらの成果は、大内兵衛氏の論文「Finanz (finance)ということば—財政と貨幣との関係に関する一論」大内兵衛著作集第2巻、岩波書店、1974年、pp.511~538、「公債及び公貨幣（講義ノート）」大内兵衛著作集第1巻、岩波書店、1974年、「日本財政論（公債編）」、「公債とインフレーション（講義ノート）」同第2巻、1974年、「昭和財政史（総説）」同3巻、1975年、などに収められている。またドイツのハイパー・インフレーションについての名著であるチェローニの著書の翻訳も出版されている。プレッシャーニ=トウローニ（大内兵衛抄述）『インフレーションの経済学：マルクの下落に関する研究』日本評論社、1946年。

島恭彦氏も、この方法論を、若き日に、この大内兵衛氏の論文「Finanz (finance)ということば—財政と貨幣との関係に関する一論」から学ばれたという。そして、「フィナンス (Finance)」という言葉の由来にふれ、財政は金融と関係づけて考察しなければならないとして、次のように述べられている。「〈財政〉という日本語よりも、フィナンスという言葉の方が、〈財政〉と資本の存在形態（高利貸資本、金融資本など）との関係や金融、信用に関連したその機能をより明らかにする言葉である。」島恭彦「フィナンスについて」島恭彦代表・財政学研究会編『財政学研究』創刊号、1978年、p.1。そしてこの方法論は、戦前・戦中の『近世租税思想史』、『財政政策論』、戦後の『大蔵大臣』などの著書に展開されている、と語られている。島氏の財政学の編成では、公債論ではなく公信用論という用語を使い、それを経費論と租税論の間に配置した。さらに『インフレーション』という著書を残されたのも、このような課題意識から発したことであった。

池上惇氏が「公信用論」を解明され、財政論には必ず金融論が含まれている。池上惇「公信用論」池上惇・加藤陸夫編『財政学概論』有斐閣、1978年、池上惇『財政学—現代財政システムの総合的解明—』岩波書店、1990年などである。

金融に足場をおいて財政に接近する方法をとられたのが鈴木武雄氏であり、この分野における新しい領域を開拓された先覚である。鈴木武雄『近代財政金融論（新訂版）』春秋社、1966年、同著『日本公債論』金融財政事情研究会、1976年など多くの研究成果を残されている。氏も、この方法論を、氏の恩師である大内兵衛氏の論文「Finanz

(finance)ということば—財政と貨幣との関係に関する一論」から、学ばれた。そして大内兵衛著作集の第2巻の解説において、次のように語っておられる。「大内財政学のいくつかの特色のうちの一つは、著者が財政学者であるとともに貨幣金融論にも大きな関心と深い造詣をもった学者であり、したがって大内財政学が財政プロパーすなわちパブリック・ファイナンスといわゆる金融すなわちいわばプライベート・ファイナンスとの統合であるということである。近代経済学においては、フィスカル・ポリシー論の発展とともに、近來、財政活動が重要な要因としてとり入れられ、金融論ひいては経済理論の側から財政を取り扱う研究が大いに進んだが、財政学から金融論に接近して、両者の接点いわば国境地帯に鉄を入れたものはきわめてすくない。著者は、わが国の財政学者として最初にその鉄を入れた学者であるというべきであり、大内財政学のそうした側面は、本巻の主題をなすものである。」大内兵衛著作集第2巻、岩波書店、1974年、pp.683-694。

公債管理政策として財政と金融の接点にアプローチした研究には、中島将隆『日本の国債管理政策』東洋経済新報社、1977年、井田啓二『国債管理の経済学』新評論、1978年、池島正興『アメリカの国債管理政策—その理論と歴史—』同文館、1998年、池島正興『現代アメリカ国債管理政策史』関西大学出版部、2014年、代田純『ユーロ不安とアベノミクスの限界』税務経理協会、2014年、代田純『日本国債の膨張と崩壊』文眞堂、2017年などをあげることができる。

近年、財政と中央銀行の独立性との関係をあらためて問題にし、「財政社会学」の研究視点に立った研究成果が、大島道義氏と井出英策氏らによって開拓されている。大島道義・井手英策『中央銀行の財政社会学：現代国家の財政赤字と中央銀行』知泉書館、2006年、大島道義『予算国家の「危機」：財政社会学から日本を考える』岩波書店、2013年月、大島道義「予算国家の危機—財政社会学から考える（2013年春現代財政研究会主催講演会）」『財政と公共政策』第54号、2013年10月、井手英策「財政政策と中央銀行の独立性」『財政と公共政策』創刊号（『財政学研究』通巻第34号）、2003年10月、井手英策『高橋財政の研究：昭和恐慌からの脱出と財政再建への苦闘』有斐閣、2006年、井手英策「財政赤字の淵源—なぜ巨額の財政赤字が形成されたのか（2013年冬財政学研究会冬企画講演会）」『財政と公共政策』第54号、2013年10月、井出英策編著『危機と再建の比較財政史』ミネルヴァ書房、2013年、井出英策・ジーン・パーク編著『財政赤字の国際比較—民主主義国家に財政健全化は可能か』岩波書店、2016年など、多くの研究成果が生み出されている。

ジャーナリストからの接近であるが、鯨岡仁氏の研究は、着眼点も実証方法もきわめて優れたものである。鯨岡仁『日銀と政治—暗闘の20年史—』朝日新聞出版、2017年、鯨岡仁『安倍晋三と社会主義』朝日新聞出版、2021年などである。

- 19) アダム・スミスは、人間と人間の諸作用、社会および自然の動きを総体として考察する哲学「自然法+ ニュートン主義」を基礎においていた。そして、人間および人間の道徳行為を考察するものとしての人間学・倫理学、法と統治の一般原則を考察するものとしての法学・政治学、富の生産と分配、消費の動きを考察するものとしての経済学と

いう順序で研究をすすめてきて、このあとさらにこの流れをさかのぼって検証する計画をもっていた。しかし無念にも命がつきてしまったのである。このスミスの研究方法を明らかにしたものが次の拙稿である。紀国正典「アダム・スミスの国家破産論—国家破産なき学問体系と学問方法の解明—」高知大学経済学会『高知論叢』119号、2020年10月。この論文は、金融の公共性研究所サイト (<http://finance-public.org>)からダウンロードできる。

- 20) おそらく井出英策氏が執筆した部分だろうと思われるが、次のような見解は、わたしとは根本的に意見が異なる。佐藤滋・井出英策「金融危機が各国を長期停滞に陥れるなかで、財政と金融の一体化が進展している。中央銀行の政策金利がゼロ近傍に据え置かれるなかで、それでも金融政策の効果を挙げようと、時間軸政策の導入や購入資産の拡大などの（非伝統的な金融政策）に踏み込んでいるからである。ただし主流の財政金融理論はこのような現象をほとんど説明できていない。たとえば、中央銀行の独立性を法律によって保証することで政府の裁量性を制限し、資源配分の効率化を主張するものとして公共選択論がある。しかし、財政と金融の一体化は、わが国を含めて、すでに各国で中央銀行の独立性が法的に達成されている状況のなかで起こっている。また、インフレと中央銀行の独立性との関連を問うクッカーマン＝ウエップ＝ネヤプティ（Cukierman, Webb and Neyapti）らの議論も、日銀が法的に独立しているなかで、財政と金融の一体化によってインフレを引き起こそうという日本の現実を前にしては意味をなさない。」片桐正俊編著『財政学—転換期の日本財政（第3版）』東洋経済新報社、2014年、第14章「財政金融政策の国際的展開」p.349。

要するに、日銀もふくめ中央銀行の独立性が法的に保証されているのに、財政と金融の一体化が起こった、と主張しているのである。しかしわたしは、財政と金融の法的（制度的）な分離規制は十分で完全なものではなく、多くの不備・不具合が残り、それが財政と金融の癒着合体（隠ぺい型）を形成する要因になったと、考えている。

- 21) 政府と中央銀行が協定（アコード）を結んだ実例はある。第2次世界大戦中のアメリカでは、戦時公債の発行をすすめるため、連邦準備銀行が公債を買い上げ、金利を低く抑え、もっぱら預金準備率操作に頼る公債価格支持政策が採用されていた。戦後になって、連邦準備銀行がこの政策をやめ、財政金融を正常化するため、政府との間で結んだ1951年の協定（アコード）が有名である。詳しくは、池島正興『アメリカの国債管理政策—その理論と歴史—』同文館、1998年、第3章「第2次世界大戦直後の国債管理政策と〈アコード〉の成立」、pp.72-96参照。
- 22) 小村武『予算と財政法（5訂版）』2016年、新日本法規出版株式会社、p.98。
- 23) 小村武『予算と財政法（5訂版）』2016年、新日本法規出版株式会社、p.98。
- 24) 小村武『予算と財政法（5訂版）』2016年、新日本法規出版株式会社、p.133。
- 25) 木内登英『金融政策の全論点—日銀審議委員5年間の記録—』東洋経済新報社、2018年、p.321。
- 26) 紀国は、次の拙著において、公共性は、共同利用、共同利益、共同制御の三つの側面から検証すべきであるとする「公共性三元論」を提唱した。そしてこの共同利用と共同利益

- の二つの側面からみて、貨幣の公共財的性格がきわめて高度であることを論証した。紀国正典『金融の公共性と金融ユニバーサルデザイン』ナカニシヤ出版、2012年。
- 27) 鈴木武雄『日本公債論』金融財政事情研究会、1976年、p.64。
- 28) 田中秀明「財政健全化と予算制度—法制度面からの検討—」日本財政法学会編『財政健全化をめぐる法と制度』全国会計職員協会、2015年、p.19。
- 29) International Monetary Fund (IMF), “Second-Generation Fiscal rules: Balancing Simplicity, Flexibility, and Enforceability” *IMF Staff Discussion Note*, 2018, April のp.9を紀国が訳したものである。
- 30) 日本財政法学会編『財政健全化をめぐる法と制度』全国会計職員協会、2015年。
- 31) ドイツでは2009年に財政憲法が制定され、スペインに広がり、イギリスでは2010年に財政責任法が制定され、アメリカでは1990年、93年に包括財政調整法などが制定された。詳しくは、次の文献を参照されたい。田中秀明『財政規律と予算制度改革—なぜ日本は財政再建に失敗しているか—』日本評論社、2011年。杉本和行「財政と法的規律—財政規律の確保に関する法的枠組みと財政運営」財務省財務総合政策研究所『フィナンシャル・レビュー』第103号、2011年1月。伊藤さゆり「財政危機を教訓とするユーロ圏の新たな経済ガバナンス—成果と課題—」財務省財務総合政策研究所『フィナンシャル・レビュー』第120号、2014年9月。日本財政法学会編『財政健全化をめぐる法と制度』全国会計職員協会、2015年。安井明彦「米国における財政健全化」財務省財務総合政策研究所『フィナンシャル・レビュー』第120号、2014年9月。河音琢郎『アメリカの財政再建と予算過程』日本評論社、2006年。
- 32) 田中秀明「財政健全化と予算制度—法制度面からの検討—」日本財政法学会編『財政健全化をめぐる法と制度』全国会計職員協会、2015年p.18における表2「予算・財政制度の国際比較」。これは同氏著のすぐれた実証研究成果である『財政規律と予算制度改革—なぜ日本は財政再建に失敗しているか—』日本評論社、2011年の表5.8を最新の情報を踏まえて訂正されたものである。
- 33) 鈴木武雄『日本公債論』金融財政事情研究会、1976年、pp.80-81。
- 34) 鈴木武雄『日本公債論』金融財政事情研究会、1976年、p.67。なお、鈴木武雄氏が提起する財政面における歯止め装置は、次の四つである。①国債の新規発行額を一定限度内に法定すること、②公募の原則を貫くこと。③減債基金制度を整備強化すること。④交付国債の発行について一般的な規定を設けること。
- 35) 鈴木武雄『日本公債論』金融財政事情研究会、1976年、p.69。
- 36) 鈴木武雄『日本公債論』金融財政事情研究会、1976年、p.81。
- 37) 塩野宏監修・日本銀行金融研究所・「公法的観点からみた中央銀行についての研究会」編『日本銀行の法的性格—新日銀法を踏まえて—』行政法研究双書15、弘文堂、2001年、p.138。
- 38) 木内登英『金融政策の全論点—日銀審議委員5年間の記録—』東洋経済新報社、2018年、pp.338-339。
- 39) 藤田勉『金融緩和はなぜ過大評価されるのか—政治に翻弄される日銀の実力と限界』

- ダイヤモンド社, 2013年, pp.152~153。
- 40) 古典派経済学の完成者として名高いデビッド・リカードは、今から100年近くも前の1824年に執筆した『国立銀行設立試案』において、財政と金融を分離規制するため、議会在中央銀行の経営委員を選出すべきことを提唱していた。このことを明らかにしたのが、紀国正典「D.リカードの金融統制論」高知大学経済学会『高知論叢』第19号, 1984年3月, および紀国正典「貨幣数量説と貨幣減価の謎 (2・完)—アダム・スミスの残した課題—」高知大学経済学会『高知論叢』121号, 2021年10月, pp.80~84である。これらの論文は、金融の公共性研究所サイト (<http://finance-public.org>)からダウンロードできる。
- 41) 中原伸之 (聞き手・構成: 藤井良広)『日本銀行はだれのものか』中央公論社, 2006年, p.271。さらに中原氏は、「日銀総裁は、政策運営に失敗したときは、結果責任を問ひ辞任すべきである」と述べている。これについては大いに賛成できるが、それに続いて、「政府に総裁に対する罷免権を与えるべきだ」と述べたくだりは、旧日銀法に逆戻りした時代錯誤的なもので、賛成できない。また彼は、貨幣数量説論者 (リフレ派)の重鎮であり安倍政権のフィクサー (黒幕)的役割を果たしている。
- 42) 立脇和夫『改正日銀法—日本銀行の独立性は確保できるか—』東洋経済新報社, 1998年, p.97。
- 43) 藤田勉『金融緩和はなぜ過大評価されるのか—政治に翻弄される日銀の実力と限界』ダイヤモンド社, 2013年, p.200。
- 44) 藤田勉『金融緩和はなぜ過大評価されるのか—政治に翻弄される日銀の実力と限界』ダイヤモンド社, 2013年, p.198。
- 45) 立脇和夫『改正日銀法—日本銀行の独立性は確保できるか—』東洋経済新報社, 1998年, pp.106~107。
- 46) 三木谷良一・石垣健一編著『中央銀行の独立性』東洋経済新報社, 1998年, p.24。
- 47) N.Nergiz Dincera and Barry Eichengreen, “Central Bank Transparency and Independence: Updates and New Measures”, *International Journal of Central Banking*, March 2014。
- 48) EU (欧州中央銀行)とスウェーデン中央銀行が、透明性評価でそれぞれ11と14.5、独立性評価ではそれぞれ0.81と0.77と高い水準にある。アメリカ (連邦準備銀行)とイギリス (イングランド銀行)の独立性評価が低くなっている。アメリカでは大統領が連銀理事会議長を指名するからであろう。トランプは、民主党のイエレンを替えて共和党のパウエルを指名した。日本は、透明性評価では10.5ポイント、独立性評価では、0.35ポイントで、いずれも高くない。中国 (中国人民銀行)とロシア (ロシア連邦中央銀行)が透明性評価がきわめて低いのは当然であるが、独立性評価が高くなっているのは、疑問である。
- 49) 第2次黒田日銀総裁体制の政策委員会9名の中に、明らかな貨幣数量説論者 (リフレ派)は、黒田東彦日銀総裁, 若田部昌澄副総裁, 原田泰審議員, 片岡剛士審議員がいる。日銀出身の両宮正佳副総裁が総裁支持に回れば、貨幣数量説論者 (リフレ派)は多数派とな

り、政策の主導権を握ることができる。

- 50) 田中秀明氏は、第2次安倍政権の政策形成過程のガバナンスを克明に検証され、次のような結論を導かれた。「第2次安倍政権では、法律に根拠がない多くの会議体が乱立し、3本の矢、成長戦略、1億総活躍、働き方改革など、経済面の看板政策が検証もほとんどなく、次々に入れ替わっている。膨大な数の報告書が発表され、何かかやっている>気はするが、その中身は総じて乏しい。最近の最たる例は教育無償化である。一律な無償化はより豊かな者を助けるにもかかわらず、費用対効果の検証もないまま、官邸主導で導入が決まった。第2次安倍政権においては、政治的安定とは裏腹に、政策形成過程が相当に劣化していると言わざるを得ない。田中秀明「第2次安倍政権における政策形成過程のガバナンス—コンテスタビリティの視点から—」日本行政学会編『政策議論の健全性向上を目指して—官僚制・合議制組織・第三者機関と政策過程—』（年報行政研究54）、ぎょうせい、2019年、p.58。

参考文献

- アダム・ファガーソン（黒輪篤嗣・桐谷知未訳、池上彰解説）『ハイパーインフの悪夢—ドイツ「国家破綻の歴史」は警告する—』新潮社、2011年（Adam Fagarson, *When Money Dies: The Nightmare of the Weimar Hyper-Inflation*, 1975）。
- 相沢幸悦『日本銀行論—金融政策の本質とは何か—』NHK出版、2013年。
- 朝日新聞取材班『この国を揺るがす男—安倍晋三とは何者か』筑摩書房、2016年。
- ブレッシアーニ＝トゥローニ（大内兵衛抄述）『インフレーションの経済学：マルクの下落に関する研究』日本評論社、1946年（C.B. Turoni, *The Economics of Inflation: A Study of Currency Depreciation in Post-War Germany*, translated by M.E. Sayers, 1937）。
- C.B. チェローニ（東京銀行集会所調査課抄訳）『独逸インフレーションの解剖』東京銀行集会所、1938年（C.B. Turoni, *The Economics of Inflation: A Study of Currency Depreciation in Post-War Germany*, translated by M.E. Sayers, 1937）。
- Cukierman, A., S. Webb, and B. Neyapti. 1992. "Measuring the Independence of Central Banks and Its Effect on Policy Outcomes." *World Bank Economic Review* 6 (3).
- Crowe, C., and E. Meade. 2008. "Central Bank Independence and Transparency: Evolution and Effectiveness." *European Journal of Political Economy* 24 (4).
- Phillip Cagan, "The Monetary Dynamics of Hyperinflation", Milton Friedman ed., *Studies in the Quantity Theory of Money*, The University of Chicago Press, 1956.
- 藤井聡『MMTによる令和「新」経済論：現代貨幣理論の真実』晶文社、2019年。
- 藤井良広『日銀はこう変わる』日本経済新聞社、1997年。
- 藤巻健史『迫り来る日本経済の崩壊』幻冬舎、2014年。
- 藤巻健史『国家は破たんする—「日本は例外」にはならない！』幻冬舎、2016年。
- 藤巻健史『日本・破綻寸前—自分のお金はこうして守れ』幻冬舎、2020年。

- 藤田勉『金融緩和はなぜ過大評価されるのか—政治に翻弄される日銀の実力と限界』ダイヤモンド社, 2013年。
- 藤谷武史「財政制度をめぐる法律学と経済学の交錯—法律学の立場から—」財務省財務総合政策研究所『フィナンシャル・レビュー』第103号, 2011年1月。
- 藤谷武史「財政と金融の接点—公債法の構造—」『法律時報』第91巻12号, 2019年。
- 神野直彦・金子勝『財政崩壊を食い止める: 債務管理型国家の構想』岩波書店, 2000年。
- 神野直彦・井手英策編『希望の構想: 分権・社会保障・財政改革のトータルプラン』岩波書店, 2006年。
- 浜田宏一・原田泰・内閣府経済社会総合研究所編著『長期不況の理論と実証: 日本経済の停滞と金融政策』東洋経済新報社, 2004年。
- 浜田宏一『アメリカは日本経済の復活を知っている』講談社, 2012年。
- 浜田宏一「『アベノミクス』私は考え直した」『文芸春秋2017年新年特別号』, 文芸春秋社, 2017年。
- 速水優『中央銀行の独立性と金融政策』東洋経済新報社, 2004年。
- 服部茂幸『アベノミクスの終焉』岩波書店, 2014年。
- 服部茂幸『偽りの経済政策: 格差と停滞のアベノミクス』岩波書店, 2017年。
- 原田泰・岩田規久男編著『デフレ不況の実証分析: 日本経済の停滞と再生』東洋経済新報社, 2002年。
- 原田泰・齊藤誠編著『徹底分析アベノミクス: 成果と課題』中央経済社, 2014年。
- 原田泰・増島稔編著『アベノミクスの真価』中央経済社, 2018年。
- 浜矩子『財政恐慌: ついに金融と財政の死に至る無限ループに突入した』徳間書店, 2012年。
- 早川英男『金融政策の〈誤解〉—壮大な実験、の成果と限界』慶応義塾大学出版会, 2016年。
- 井堀利宏・小西秀樹『政治経済学で読み解く政府の行動: アベノミクスの理論分析』木鐸社, 2016年。
- 飯尾潤「政策の質と官僚制の役割—安倍内閣における〈官邸主導〉を例にして—」日本行政学会編『政策論議の健全性向上を目指して』年報行政研究第54, ぎょうせい, 2019年。
- 井手英策「財政政策と中央銀行の独立性」『財政と公共政策』創刊号 (『財政学研究』通巻第34号), 2003年10月。
- 井手英策『高橋財政の研究: 昭和恐慌からの脱出と財政再建への苦闘』有斐閣, 2006年。
- 井手英策「財政赤字の淵源—なぜ巨額の財政赤字が形成されたのか (2013年冬財政学研究会冬企画講演会)」『財政と公共政策』第54号, 2013年10月。
- 井出英策編著『危機と再建の比較財政史』ミネルヴァ書房, 2013年。
- 井出英策・ジーン・ノバーク編著『財政赤字の国際比較—民主主義国家に財政健全化は可能か』岩波書店, 2016年。
- 井田啓二『国債管理の経済学』新評論, 1978年。
- 井堀利宏「マクロ経済運営と財政規律」財務省財務総合政策研究所『フィナンシャル・レビュー』第120号, 2014年9月。
- 池上惇「公信用論」池上惇・加藤睦夫編『財政学概論』有斐閣, 1978年。

- 池上惇「財政危機と国家破産—国家破産論研究の現代的意義」鳥恭彦代表・財政学研究会編『財政学研究』第2号, 1979年6月。
- 池上惇『財政学—現代財政システムの総合的解明—』岩波書店, 1990年。
- 池上惇『日本財政論』実教出版株式会社, 2000年。
- 池島正興『アメリカの国債管理政策—その理論と歴史—』同文館, 1998年。
- 池島正興『現代アメリカ国債管理政策史』関西大学出版部, 2014年。
- International Monetary Fund (IMF) https://www.imf.org/external/datamapper/CG_DEBT_GDP@GDD/SWE.
- International Monetary Fund (IMF), “Revised Guidelines for Public Debt Management”, *IMF Policy Paper*, 2014, April.
- International Monetary Fund (IMF), “Second-Generation Fiscal rules: Balancing Simplicity, Flexibility, and Enforceability” *IMF Staff Discussion Note*, 2018, April.
- 石角完爾, 田代秀敏『アベノミクスが引き金になる日本国債暴落のシナリオ』中経出版, 2013年。
- 伊東光晴『アベノミクス批判: 四本の矢を折る』岩波書店, 2014。
- 伊藤さゆり「財政危機を教訓とするユーロ圏の新たな経済ガバナンス—成果と課題—」財務省財務総合政策研究所『フィナンシャル・レビュー』第120号, 2014年9月。
- 岩波一寛「インフレーションと財政」鳥恭彦・林栄夫編『財政学講座第4巻: 現代資本主義と財政』有斐閣, 1965年。
- 岩波一寛「公信用論」林栄夫・高橋誠・柴田徳衛・宮本憲一編『(鳥恭彦還暦記念) 現代財政学大系1: 現代財政学』有斐閣, 1974年。
- 岩田一政『デフレとの闘い: 日銀副総裁の1800日』日本経済新聞出版社, 2010年。
- 岩田一政・日本経済研究センター編著『量的・質的金融緩和—政策の効果とリスクを検証する』日本経済新聞出版社, 2014年。
- 岩田一政・左三川郁子・日本経済研究センター編著『マイナス金利政策—異次元金融緩和の効果と限界』日本経済新聞出版社, 2018年。
- 岩田一政・左三川郁子『金融正常化へのジレンマ』日本経済新聞出版社, 2018年。
- 岩田規久男『「日銀理論」を放棄せよ』『週聞東洋経済』1992年9月12日号。
- 岩田規久男「日銀総裁を解任せよ」『Voice』2012年7月号, PHP 研究所。
- 岩田規久男・浜田宏一・原田泰編著『リフレが日本経済を復活させる: 経済を動かす貨幣の力』中央経済社, 2013年。
- 岩田規久男『日銀日記: 5年間のデフレとの闘い』筑摩書房, 2018年。
- 岩田規久男『なぜデフレを放置してはいけないか: 人手不足経済で甦るアベノミクス』PHP 研究所, 2019年。
- 伊豆久『金融危機と中央銀行』九州大学出版会, 2016年。
- 侍島聡史『財政再建と民主主義』有斐閣, 2003年。
- カーメン・M・ラインハート&ケネス・S・ロゴフ著『今回はちがう: 金融愚行の800年』Carmen M. Reinhart & Kenneth S. Rogoff, *This Time is Different: Eight Centuries*

- of Financial Folly*, Princeton University Press, 2009' (邦訳: 村井章子訳『国家は破綻する—金融危機の800年』日経BP社, 2011年)
- 片桐正俊編著『財政学—転換期の日本財政(第3版)』東洋経済新報社, 2014年。
- 加藤出『日銀は死んだのか? : 超金融緩和政策の功罪』日本経済新聞社, 2001年。
- 河音琢郎『アメリカの財政再建と予算過程』日本評論社, 2006年。
- 軽部謙介『検証バブル失敗—エリートはなぜ誤ったのか』岩波書店, 2015年。
- 軽部謙介『異形の経済政策はいかに作られたか』岩波書店, 2018年。
- 軽部謙介『ドキュメント強権の経済政策』岩波書店, 2020年。
- 河村小百合『中央銀行は持ちこたえられるか—忍び寄る「経済敗戦」の足音』集英社, 2016年。
- 河村小百合『中央銀行の危険な賭け』朝陽会刊, 2020年。
- 木内登英『異次元緩和の真実』日本経済新聞社, 2017年。
- 木内登英『金融政策の全論点—日銀審議委員5年間の記録—』東洋経済新報社, 2018年。
- 小村武『予算と財政法(5訂版)』2016年, 新日本法規出版株式会社。
- 鯨岡仁『日銀と政治—暗闘の20年史—』朝日新聞出版, 2017年。
- 鯨岡仁『安倍晋三と社会主義』朝日新聞出版, 2021年。
- 紀国正典「D. リカードの金融統制論」高知大学経済学会『高知論叢』第19号, 1984年3月。
- 紀国正典『金融の公共性と金融ユニバーサルデザイン』ナカニシヤ出版, 2012年。
- 紀国正典「ジョン・ローの国家破産・金融破産論」高知大学経済学会『高知論叢』第115号, 2018年10月。
- 紀国正典「ジェイムズ・ステュアートの国家破産・金融破産論」高知大学経済学会『高知論叢』第116号, 2019年3月。
- 紀国正典「国家破産・金融破産および国際破産の歴史」高知大学経済学会『高知論叢』第117号, 2019年10月。
- 紀国正典「気候変動破産—人類を救えるか: TCFD 最終報告書—」高知大学経済学会『高知論叢』118号, 2020年3月。
- 紀国正典「アダム・スミスの国家破産論—国家破産なき学問体系と学問方法の解明—」高知大学経済学会『高知論叢』119号, 2020年10月。
- 紀国正典「貨幣数量説と貨幣減価の謎(1)—アダム・スミスの残した課題—」高知大学経済学会『高知論叢』120号, 2021年3月。
- 紀国正典「貨幣数量説と貨幣減価の謎(2・完)—アダム・スミスの残した課題—」高知大学経済学会『高知論叢』121号, 2021年10月。
- 紀国正典「貨幣は正義(善)である」2019年7月, 「財政破産の生け贄にされたジョン・ローの悲劇」2019年12月, 「国内公債なら財政破産しないという神話はJ. ステュアートの誤読だった」2020年3月, 「コロナショック破産は気候変動破産と根っこが同じ人災である」2020年4月, 「人類はどうして学ばないのだろうか—なぜくり返す: 国家破産の歴史—」2020年10月, 「財政破産の歴史—人類はどうして学ばないのだろうか—」2021年2月, 「貨幣破産の歴史—人類はどうして学ばないのだろうか—」2021年5月, 「国際破産

- の歴史—人類はどうして学ばないのだろうか—」2021年8月,「〈アベノミクス〉は250年も前に葬られていた—経済学の創始者による貨幣数量説批判—」2021年12月,『世界経済評論』誌公開コラムサイト「世界経済評論IMPACT」(<http://www.world-economic-review.jp/impact>)。
- 紀国正典「書評 [松本朗編著『グローバル経済と債務累積の構造』(晃洋書房)]」基礎経済学研究所『経済科学通信』154号, 2021年12月。
- 香西泰・白川方明・翁邦雄編『バブルと金融政策:日本の経験と教訓』日本経済新聞社, 2001年。
- 小林慶一郎編著『財政破綻後—危機のシナリオ分析—』日本経済新聞出版社, 2018年。
- 黒田東彦『財政金融政策の成功と失敗』日本評論社, 2005年。
- 松本朗編著『グローバル経済と債務累積の構造』晃洋書房, 2021年。
- 三木谷良一・石垣健一編著『中央銀行の独立性』東洋経済新報社, 1998年。
- N.Nergiz Dincera and Barry Eichengreen, "Central Bank Transparency and Independence: Updates and New Measures", *International Journal of Central Banking*, March 2014.
- 中島将隆『日本の国債管理政策』東洋経済新報社, 1977年。
- 中原伸之(聞き手・構成:藤井良広)『日本銀行はだれのものか』中央公論社, 2006年。
- 中里実『財政法と憲法—私法—財政の法的統制』財務省財務総合政策研究所「フィナンシャル・レビュー」第103号, 2011年1月。
- 中里実『財政と金融の法的構造』有斐閣, 2018年。
- 日本経済新聞社編『黒田日銀超緩和の経済分析』日本経済新聞出版社, 2018年。
- 日本行政学会編『政策論議の健全性向上を目指して』年報行政研究第54, ぎょうせい, 2019年。
- 日本財政学会編『アベノミクスと税財政改革』財政研究第12巻, 有斐閣, 2016年。
- 日本財政法学会編『財政憲法の再検討』全国会計職員協会, 2012年。
- 日本財政法学会編『財政健全化をめぐる法と制度』全国会計職員協会, 2015年。
- 二宮厚美『安倍政権の末路 アベノミクス批判』旬報社, 2013。
- 二宮厚美『終活期の安倍政権—ポスト・アベ政治へのプレリュード』新日本出版社, 2017年。
- 野口悠紀雄『異次元緩和の終焉—金融緩和と政策からの出口はあるか—』日本経済新聞出版社, 2017年。
- 野口悠紀雄『マネーの魔術史:支配者はなぜ「金融緩和」に魅せられるのか』新潮社, 2019年。
- 翁邦雄「『日銀理論』は間違っていない」『週間東洋経済』1992年10月10日号。
- 翁邦雄『日本銀行』筑摩書房, 2013年。
- 翁邦雄『経済の大転換と日本銀行』岩波書店, 2015年。
- 尾上修悟『欧州財政統合論:危機克服への連帯に向けて』ミネルヴァ書房, 2014年。
- 尾上修悟『ギリシャ危機と揺らぐ欧州民主主義:緊縮政策がもたらすEUの亀裂』明石書店, 2017。

- 大島道義・井手英策『中央銀行の財政社会学：現代国家の財政赤字と中央銀行』知泉書館，2006年。
- 大島道義『予算国家の「危機」：財政社会学から日本を考える』岩波書店，2013年月。
- 大島道義「予算国家の危機—財政社会学から考える（2013年春現代財政研究会主催講演会）」『財政と公共政策』第54号，2013年10月。
- 大内兵衛『財政学大綱』大内兵衛著作集第1巻，岩波書店，1974年。
- 大内兵衛『日本公債論』大内兵衛著作集第2巻，岩波書店，1974年。
- 大内兵衛『昭和財政史』大内兵衛著作集第3巻，岩波書店，1975年。
- 大内兵衛『学ぶにしかず』大内兵衛著作集第12巻，岩波書店，1975年。
- 斉藤美彦・須藤時仁『国債累積時代の金融政策』日本経済新聞社，2009年。
- 柴崎健『金融緩和のもとでの国債リスク』中央経済社，2014年。
- 代田純『ユーロ不安とアベノミクスの限界』税務経理協会，2014年。
- 代田純『日本国債の膨張と崩壊』文眞堂，2017年。
- 代田純「ドイツの国債市場と欧州中央銀行の金融政策」『証券経済研究』第98号，2017年。
- 関野満夫『日本の戦争財政—日中戦争・アジア太平洋戦争の財政分析—』中央大学出版部，2021年。
- 塩野宏監修・日本銀行金融研究所「公法的観点からみた中央銀行についての研究会」編『日本銀行の法的性格—新日銀法を踏まえて—』行政法研究双書15，弘文堂，2001年。
- ステファニー・ケルトン『財政赤字の神話：MMTと国民のための経済学の誕生』早川書房，2020年。
- 島恭彦『インフレーション』青木書店，1977年。
- 島恭彦「フィナンسについて」島恭彦代表・財政学研究会編『財政学研究』創刊号，1978年。
- 島恭彦代表・財政学研究会編『財政学研究』第3号「特集：財政危機と国家破産（1）」1980年3月。
- 島恭彦代表・財政学研究会編『財政学研究』第4号「特集：財政危機と国家破産（2）」1980年10月。
- 島恭彦『財政学原理』島恭彦著作集第2巻、有斐閣，1983年。
- 島恭彦『日本財政論』島恭彦著作集第3巻、有斐閣，1982年。
- 島恭彦『国家独占資本主義論』島恭彦著作集第5巻、有斐閣，1983年。
- 白川方明『現代の金融政策—理論と実際』日本経済新聞社，2008年。
- 白川方明『中央銀行—セントラルバンカーの経験した39年』東洋経済新報社，2018年。
- 白井さゆり『超金融緩和からの脱却』日本経済新聞社，2016年。
- 杉本和行「財政と法的規律—財政規律の確保に関する法的枠組みと財政運営」財務省財務総合政策研究所『フィナンシャル・レビュー』第103号，2011年1月。
- 鈴木武雄『日本公債論』金融財政事情研究会，1976年。
- 鈴木武雄『近代財政金融論（新訂版）』春秋社，1966年。
- 高田創『シナリオ分析 異次元緩和脱出』日本経済新聞社，2017年。
- 立脇和夫『改正日銀法—日本銀行の独立性は確保できるか—』東洋経済新報社，1998年。

- 田中秀明『財政規律と予算制度改革—なぜ日本は財政再建に失敗しているか—』日本評論社, 2011年。
- 田中秀明「財政健全化と予算制度—法制度面からの検討—」日本財政法学会編『財政健全化をめぐる法と制度』全国会計職員協会, 2015年。
- 田中秀明「第2次安倍政権における政策形成過程のガバナンス—コンテスタビリティの視点から—」日本行政学会編『政策論議の健全性向上を目指して—官僚制・合議制組織・第三者機関と政策過程—』年報行政研究第54, ぎょうせい, 2019年。
- 田島代支宣『破綻と格差をなくす財政改革: アベノミクスの弊害からの再生のために』あけび書房, 2016年。
- 徳勝礼子『マイナス金利—ハイパーインフレーションよりも怖い日本経済の末路』東洋経済新報社, 2016年。
- 矢野康治『決断! 待ったなしの日本財政危機—平成の子どもたちの未来のために』東信堂, 2005年。
- 矢野康治「財政次官, モノ申す—このままでは国家財政は破綻する」『文芸春秋』文芸春秋社, 2020年11月号。
- 安井明彦「米国における財政健全化」財務省財務総合政策研究所『フィナンシャル・レビュー』第120号, 2014年9月。
- 吉野直行・溝口哲郎「資金の流れの変化と財政安定化のための財政ルール」財務省財務総合政策研究所『フィナンシャル・レビュー』第109号, 2012年3月。